

■ 年次報告書

第52期（平成19年4月1日～平成20年3月31日）



ANNUAL REPORT 2008

オリオン交易株式会社

■はじめに

平素は、私どもオリオン交易株式会社をお引き立て賜り、誠にありがたく、厚く御礼申し上げます。

おかげさまで、当社は、昭和48年に旧「光商事」より営業権の譲渡を受け、新会社としてスタートを切ってから35周年を迎えました。これもひとえに皆様のご支援とご懇情の賜物と心より感謝いたします。

このうへは、役員、社員一同、ご厚情にお応えすべく、一層の精励をいたす所存でございます。何卒、倍旧のお引き立て並びにご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本書「ANNUAL REPORT」(年次報告書)は、皆様の当社に対するご理解をより一層深めていただくことを目的に、毎年作成、開示いたしております年次ディスクロージャー資料で、平成20年6月2日に施行されました日本商品先物取引協会の「会員の企業情報の開示に関する規則」並びに「年次ディスクロージャー項目記載要領」に則って作成しております。

平成9年に第1号を作成してからちょうど干支を一回りした格好で、本書は第12号となります。

尚、本書におきましては、第52期(平成19年4月1日～平成20年3月31日)における当社の会社概要や営業の状況、経理の状況などについてまとめています。特別な記載がない限り、この冊子に記載されている数値等は、第52期における期間中または期末の数値を掲載しております。

平成20年7月吉日

オリオン交易株式会社

■主な内容

1. 会社の概況

[会社の沿革] 当社の設立から現在までの変遷

[会社の目的] 当社の定款に記載されている目的

[事業の内容] 当社の経営組織、事業の内容など

[財務の概要] 平成19年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について

[主要株主名] 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数など

[役員の状態] 当社の役員の名、主要略歴など

[従業員の状態] 当社の社員数、登録外務員数など

2. 営業の状況

[営業方針] 当社の営業方針、特色など

[当社及び当業界を取巻く環境] 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向について

[営業の経過及び成果] 当社の平成19年度(平成19年4月1日～平成20年3月31日)の業績

[対処すべき課題] 当社が対応すべき今後の課題など

[受託業務管理規則] 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内自主管理規則

3. 経理の状況

[貸借対照表] 平成20年3月31日現在における貸借対照表

[損益計算書] 平成19年4月1日～平成20年3月31日の期間における損益計算書

[株主資本等変動計算書] 平成19年4月1日～平成20年3月31日の期間における株主資本等変動計算書

[財務比率] 平成20年3月31日現在における主な財務比率について

(a)純資産額規制比率 …… (純資産額÷リスク額) × 100

※「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という)第38条の規定により算出したもので、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済の決了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(「市場リスク」という)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引先リスク」という)とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条により算出したものです。

※「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があるといえます。

(b)純資産額資本金比率 …… (純資産額÷資本金額) × 100

※「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しているもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。

※「純資産額資本金比率」とは、資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率 …… $(\text{自己資本} \div \text{資本金額}) \times 100$

※「自己資本資本金比率」とは、資本金に対する取り崩し可能な資本を含む自己資本の割合を見るもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率 …… $(\text{自己資本} \div \text{総資産額}) \times 100$

※「自己資本比率」とは、総資産に占める自己資本の割合を見るもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率 …… $(\text{自己資本} \div \text{総資産額}) \times 100$

※「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構または商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。

※「修正自己資本比率」とは、実質的に事業資金として使用できない預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合を見たものです。

(f) 負債比率 …… $(\text{負債合計額} \div \text{純資産額}) \times 100$

※「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しているもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。

※「負債比率」とは、純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率 …… $(\text{流動資産額} \div \text{流動負債額}) \times 100$

※「流動比率」とは、短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

■会社の概況

会社名 オリオン交易株式会社
代表者名 代表取締役会長 戸舘 勇幸
 代表取締役社長 若村 郷
本社所在地 〒650-0034
 神戸市中央区京町67番地
電話番号 (078)391-7391代表
資本金 5億円
営業網 盛岡・仙台・宇都宮・赤坂・名古屋・梅田・福岡の7支店

1. 会社の沿革

昭和32年8月 商品先物取引の受託業務を目的として、資本金100万円で「光商事株式会社」を神戸市生田区浪花町59番地に創業
 9月 農林省(現農林水産省)の登録を受けて神戸穀物商品取引所(現関西商品取引所)農産物市場の仲買人となり、受託業務を開始
 11月 本社を神戸市生田区加納町4丁目1の116へ移転
 昭和34年4月 資本金を200万円に増資
 昭和36年8月 資本金を300万円に増資
 昭和39年12月 資本金を600万円に増資
 昭和40年3月 資本金を900万円に増資
 昭和42年12月 資本金を1,200万円に増資
 昭和43年3月 本社を神戸市葺合区布引町3丁目2へ移転
 11月 資本金を1,800万円に増資
 昭和45年5月 資本金を2,400万円に増資
 昭和46年1月 商品取引所法改正に伴い農林大臣(現農林水産大臣)より神戸穀物商

品取引所(現関西商品取引所)農産物市場の商品取引員の許可を受ける
 昭和48年3月 資本金を2,500万円に増資
 本社を神戸市中央区東町113番地の1へ移転
 4月 営業権の譲渡を受け、新生「光商事株式会社」としてスタート
 昭和49年1月 資本金を5,000万円に増資
 昭和50年7月 商号を「オリオン交易株式会社」に変更
 昭和52年2月 資本金を6,500万円に増資
 昭和57年2月 東京金取引所(現東京工業品取引所)金市場の会員となる
 昭和61年2月 通商産業大臣(現経済産業大臣)より神戸ゴム取引所(現中部大阪商品取引所)ゴム市場の商品取引員の許可を受ける
 3月 資本金を9,000万円に増資
 昭和63年3月 農林水産大臣より大阪穀物取引所(現関西商品取引所)農産物市場の商品取引員の許可を受ける
 12月 大阪砂糖取引所(現関西商品取引所)砂糖市場の会員となる
 平成元年4月 梅田支店開設
 7月 資本金を1億7,200万円に増資
 平成2年12月 資本金を2億4,000万円に増資
 平成3年4月 福岡支店開設
 5月 東京工業品取引所銀市場及び白金市場の会員となる
 6月 資本金を3億円に増資
 平成3年8月 農林水産大臣より東京穀物商品取

	引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける		に移転
9月	通商産業大臣(現経済産業大臣)より東京工業品取引所ゴム市場の商品取引員の許可を受ける	6月	宇都宮支店開設
平成4年7月	東京工業品取引所パラジウム市場の会員となる	7月	ホームトレードサービス開始
平成7年1月	通商産業大臣(現経済産業大臣)より神戸ゴム取引所(現中部大阪商品取引所)天然ゴム指数市場の商品取引員の許可を受ける	9月	法人部設置
平成8年10月	ホームページ開設	平成17年1月	岐阜支店開設
平成9年4月	赤坂支店開設	4月	札幌支店開設
平成10年7月	農林水産大臣より関西商品取引所の農産物・飼料指数市場の商品取引員の許可を受ける	10月	中部商品取引所(現中部大阪商品取引所)が鉄スクラップを上場、日本清算機構より同市場の清算資格の承認を受ける
平成12年6月	通商産業大臣(現経済産業大臣)より中部商品取引所(現中部大阪商品取引所)の石油市場の商品取引員の許可を受ける	11月	日本清算機構より大阪商品取引所(現中部大阪商品取引所)のアルミニウム市場及びニッケル市場並びに東京工業品取引所の貴金属市場及び石油市場の清算資格の承認を受ける
10月	福岡支店移転	平成18年1月	静岡支店と岐阜支店を統合して新たに名古屋支店を開設
平成13年7月	盛岡支店開設	7月	千葉支店を赤坂支店へ統合
平成14年3月	横浜支店開設	9月	横浜支店を赤坂支店に統合
6月	仙台支店開設		当社100%出資子会社「株式会社道の奥ファーム」設立
平成15年2月	資本金を5億円に増資	10月	「New ORION宣言」公表 ホームトレードシステム「ニュー・エクスプレス」導入
3月	千葉支店開設	11月	ホームページを全面リニューアル
5月	梅田支店移転	12月	受託業務における勧誘方針を公表
9月	静岡支店開設	平成19年4月	遠野研修センター完成
11月	神戸市中央区京町67番地に自社ビル(現OTC神戸ビル)取得	5月	「株式会社遠野ファインフーズ」を買収し、完全子会社化
12月	赤坂支店移転	7月	札幌支店を仙台支店に統合
平成16年4月	本社を自社ビル(OTC神戸ビル)	(平成20年4月)	法令遵守審査室設置

2. 会社の目的 ※平成20年3月31日現在

当社の定款第2条には、当社の目的を次のように定めています。

1. 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の市場における上場商品の売買および売買取引の受託業務
2. ゴム・農産物・生糸・乾繭の売買、仲介ならびに輸出入貿易または代理業
3. 粗糖・精糖・黒糖・ビート糖等の売買、仲介ならびに輸出入貿易または代理業
4. 綿花・綿糸・綿布・毛糸等の売買、仲介ならびに輸出入貿易または代理業
5. 人造絹糸・ステープルファイバー等の売買、仲介ならびに輸出入貿易または代理業
6. 金・銀・白金・パラジウム・銅・地金および非鉄金属等の売買、仲介ならびに輸出入貿易または代理業
7. 原油及び石油製品等の売買、仲介ならびに輸出入貿易または代理業
8. 米、麦等の売買、仲介ならびに輸出入貿易または代理業
9. 前各号における現物商品の販売および加工ならびに加工品の販売業務
10. 不動産およびその付属設備・什器備品類・車輛運搬具の売買仲介・管理および貸付
11. 前各号の現物ならびに有価証券における金融
12. 有価証券の売買
13. 商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、顧問および販売業務
14. 上場商品指数の取引およびその受託、仲介、取次ぎまたは代理業
15. オプション取引およびその受託、仲介、取次

ぎまたは代理業

16. 前各号に附帯する一切の事業

※前記のうち____線部分の事業は、現在行っておりません。

3. 事業の内容

①主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき経済産業大臣及び農林水産大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

<許可番号>

- ・農林水産省指定16総合第1870号
- ・平成17・03・16商第1号

<受託業務を行っている市場>

- ・東京穀物商品取引所／農産物市場
(小豆・一般大豆・NON-GMO大豆・とうもろこし・アラビカコーヒー生豆・ロブスタコーヒー生豆・生糸)
- ・関西商品取引所／農産物市場
(小豆・米国産大豆・とうもろこし・ブロイラー)
- ・関西商品取引所／農産物・飼料指数市場
(国際穀物等指数・コーヒー指数)
- ・東京工業品取引所／貴金属市場
(金・金ミニ・銀・白金・パラジウム)
- ・東京工業品取引所／石油市場
(ガソリン・灯油・原油)
- ・東京工業品取引所／ゴム市場
(くん煙シート)
- ・中部大阪商品取引所／石油市場

(ガソリン・灯油・軽油)

- ・中部大阪商品取引所／鉄スクラップ市場
(鉄スクラップ)
- ・中部大阪商品取引所／アルミニウム市場
(アルミニウム)
- ・中部大阪商品取引所／ニッケル市場
(ニッケル)
- ・中部大阪商品取引所／ゴム市場
(くん煙シート・技術的格付けゴム)
- ・中部大阪商品取引所／天然ゴム指数市場
(天然ゴム指数)

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において、下記の商品市場における取引を行う業務であります。

<自己売買業務を行っている市場>

- ・東京穀物商品取引所／農産物市場
(小豆・一般大豆・NON-GMO大豆・とうもろこし・アラビカコーヒー生豆・ロブスタコーヒー生豆・生糸)
- ・関西商品取引所／農産物市場
(小豆・米国産大豆・とうもろこし・ブロイラー)
- ・関西商品取引所／農産物・飼料指数市場
(国際穀物等指数・コーヒー指数)
- ・関西商品取引所／砂糖市場

(粗糖)

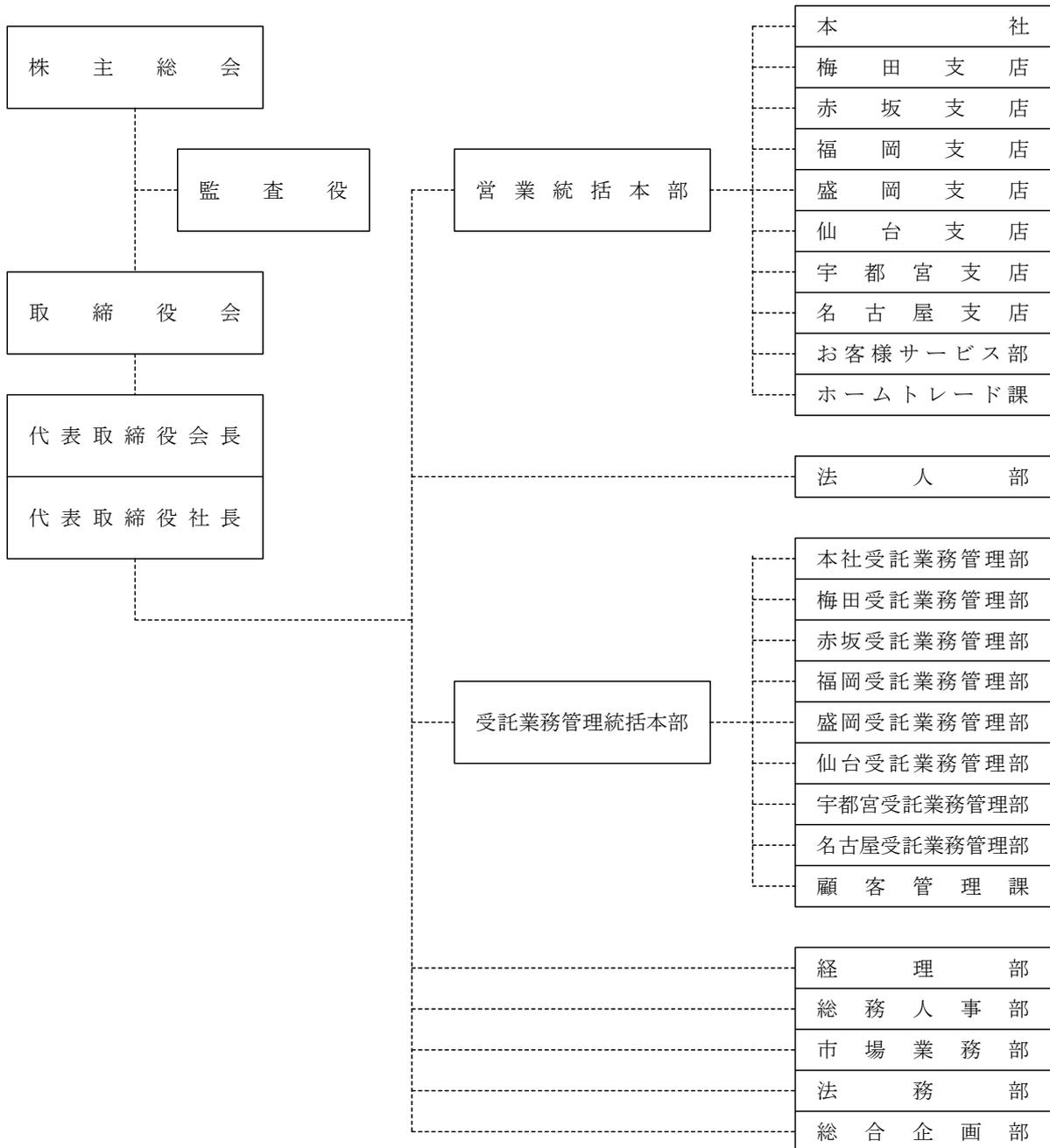
- ・東京工業品取引所／貴金属市場
(金・金ミニ・銀・白金・パラジウム)
- ・東京工業品取引所／石油市場
(ガソリン・灯油・原油)
- ・東京工業品取引所／ゴム市場
(くん煙シート)
- ・中部大阪商品取引所／石油市場
(ガソリン・灯油・軽油)
- ・中部大阪商品取引所／鉄スクラップ市場
(鉄スクラップ)
- ・中部大阪商品取引所／アルミニウム市場
(アルミニウム)
- ・中部大阪商品取引所／ニッケル市場
(ニッケル)
- ・中部大阪商品取引所／ゴム市場
(くん煙シート・技術的格付けゴム)
- ・中部大阪商品取引所／天然ゴム指数市場
(天然ゴム指数)

②従たる業務

自社ビルの自社が使用しないフロアを賃貸、管理する不動産賃貸業・管理業、並びに米、大豆等の農産物、果物の生産及び販売業、さらには石油製品、貴金属類等の販売を行っています。

4. 組織図

※平成20年3月31日現在



5. 営業所の状況

※平成20年3月31日現在

店舗名	所在地	電話番号
本社	〒650-0034 神戸市中央区京町67番地	078-391-7391
梅田支店	〒530-0051 大阪市北区太融寺町5番15号	06-6363-4433
赤坂支店	〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目5番3号	03-3224-2480
福岡支店	〒812-0038 福岡市博多区祇園町4番13号	092-282-5300
盛岡支店	〒020-0063 盛岡市材木町5番1号	019-604-9200
仙台支店	〒980-0804 仙台市青葉区大町1丁目1番20号	022-722-0303
宇都宮支店	〒320-0811 宇都宮市大通り4丁目1番19号	028-650-7280
名古屋支店	〒460-0008 名古屋市中区栄2丁目6番12号	052-205-7501

6. 財務の概要

※平成20年3月期(千円未満切り捨て)

a. 資本金	500,000千円
b. 純資産額	3,970,850千円
c. 総資産額	8,124,235千円
d. 営業収益	3,027,359千円
(うち 受取委託手数料)	(2,673,079千円)
e. 経常利益	▲ 249,589千円
f. 当期純利益	▲ 114,977千円

※純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

尚、同法第193条第2項に基づく施行規則第81条の規定により当社が商品取引員として求められている最低必要な純資産額は1億円以上です。

7. 発行済株式総数

※平成20年3月31日現在

発行済株式の総数	894,000株
----------	----------

※当社の株式は非上場であり、且つ店頭登録もしていません。

8. 主要株主名(上位10名)

※平成20年3月31日現在(千株未満切り捨て)

氏名 又は 名称	住所	所有株式数	発行株式総数に対する所有株式数の割合
戸 館 勇 幸	兵庫県神戸市	254千株	28.5%

氏名 又は 名称	住 所	所 有 株 式 数	発行株式総数に対する 所有株式数の割合
オリオン交易社員持株会	兵庫県神戸市中央区京町67番地	1 6 7千株	1 8 . 7 %
若 村 郷	兵庫県神戸市	6 0千株	6 . 7 %
田 中 一 郎	兵庫県神戸市	5 0千株	5 . 6 %
中 嶋 洋 治	兵庫県神戸市	4 8千株	5 . 4 %
坂 元 好 夫	東京都台東区	3 4千株	3 . 9 %
谷 口 茂 喜	兵庫県神戸市	3 1千株	3 . 6 %
藤 原 宏 次 郎	愛媛県松山市	3 0千株	3 . 4 %
安 藤 五 続 雄	兵庫県神戸市	2 9千株	3 . 3 %
林 敬 之	兵庫県神戸市	2 9千株	3 . 3 %
上 記 1 0 名 の 合 計		7 3 6千株	8 2 . 4 %

9. 役員 の 状 況

※平成20年6月18日株主総会並びに取締役会承認

役名 及び 職名	氏 名	生 年 月 日	所 有 株 式 数
代表取締役会長	戸 館 勇 幸	昭和22年7月10日	2 5 4千株
代表取締役社長	若 村 郷	昭和27年6月16日	6 0千株
取締役副社長	小 山 勝 昭	昭和17年3月17日	1 0千株
常 務 取 締 役	田 中 一 郎	昭和30年6月18日	5 0千株
常 務 取 締 役	藤 原 宏 次 郎	昭和28年3月29日	3 0千株
監査役(常 勤)	中 嶋 洋 治	昭和23年7月26日	4 8千株
監査役(非常勤)	福 井 和 郎	昭和22年6月22日	1 0千株

※1. 監査役 福井和郎 は、会社法第335条第3項に定める社外監査役です。

※2. 所有株式数の千株未満は切り捨てています。

10. 従 業 員 の 状 況

※平成20年3月31日現在

項 目	総 計	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非 営 業
従 業 員 数	2 1 5人	1 7 0人	4 5人	1 1 6人	9 9人
平 均 年 齢	3 4 . 7歳	3 5 . 7歳	3 0 . 6歳	3 2 . 9歳	3 6 . 7歳
平 均 勤 続 年 数	6 . 8年	7 . 5年	4 . 2年	4 . 9年	9 . 0年
登 録 外 務 員 数	1 4 9人	1 3 2人	1 7人	1 1 0人	3 9人

■営業の状況

1. 営業方針

当社は、お客様一人ひとりに対し、それぞれの異なるニーズに合わせたきめ細かなサービスの提供に努めると共に、商品先物取引等における良きアドバイザーとして信頼される企業を目指し、日々努力しております。

そのためにも、まず、当社の登録外務員が、担当しているお客様一人ひとりのニーズをよく把握し、お客様の立場に立ったサービスを心掛けるよう、常に指導、教育しています。

その表れとして、社員自らが「我々、オリオン取引の社員は、お客様の喜びと満足を糧とし、お客様への感謝の気持ちを力に換え、常に正々堂々、努力を怠らず、明るい未来に向け、一步一步邁進していきます」という「New ORION 宣言」を掲げ、お客様に喜ばれるよう日々努力いたしております。

また、当社のお客様サービス部では、お客様の育成という観点から、無理のない取引を続けていただきながら、取引に対する理解をより深めてもらえるよう、プログラム売買サービス、定期的セミナーの開催など、工夫を重ねながら、多種多様なサービスの提供にも努めています。

加えて、企業のコンプライアンスが強く求められる中、当社に致しましても、その徹底が当社とお客様との信頼の掛け橋を結ぶ近道と考え、現在、営業部と営業を監視する受託業務管理部、及び社員教育や社員管理の総務人事部を中心に、受託等業務に万全を期すよう全力で取り組んでいます。

尚、受託業務管理部では、全店のお客様からの苦情や相談に迅速に対応できる態勢を整えると共に、毎日のお客様の取引状況を調査し、取引に無

理がないかなどのチェックを行っています。また、当社でお取引を始められるお客様には、契約に先立ち、同部の者がお客様に面談の上、お取引の際の特に注意すべき内容についての補足説明を行い、お客様に注意を促すと共に、営業活動についてのアンケート調査を行い、営業部の活動に行き過ぎがないかチェックし、その牽制にも努めております。

オリオン取引株式会社 社是

- 一、信頼……正々堂々／コンプライアンス
- 一、創造……創意工夫／未来を見つめる
- 一、挑戦……打破前進／

昨日より今日、今日より明日

- 一、繁栄……誠心誠意／愛される企業
- 一、貢献……共存共栄／喜びを分かち合う

2. 当社及び当業界を取り巻く環境

<当期における当社及び当業界を取り巻く状況>

当期(平成19年4月1日～平成20年3月31日)における我が国経済はというと、内閣府が平成20年5月16日に発表した2007年度の我が国GDPは、実質(季節調整済)ベースで4～6月期こそ-0.6%とマイナス成長でしたが、以後の3四半期は0.3%、0.6%、0.8%と何とかプラス成長をキープし、年度成長率も1.5%となり、プラス成長を維持しました。ただ、前々年度、前年度の2.4%、2.5%と比較すると、やや減速しており、手放しで喜べる状態でもなかったと言えます。特に、目立ったのが民間住宅と企業の設備投資の低迷、個人消費なども前年度と比べると今一つで、それら

を輸出がカバーして何とかプラスをキープしたという格好です。一方、GDPデフレーターはというと-1.0で、相変らずのマイナス状態でした。

年度全般の印象としては、同じく内閣府が発表した毎月の景気ウォッチャー調査の景気現状判断DIの推移、4月：49.7、5月：46.8、6月：46.0、7月：44.7、8月：44.1、9月：42.9、10月：41.5、11月：38.8、12月：36.6、1月：31.8、2月：33.6、3月：36.9が示す通り、どうも右肩下がりだったように思われます。

＜当期における当業界の状況＞

当業界の状況はというと、当年度初めに証券や金融、商品先物の各取引所を一つにまとめるといった内容の「総合取引所構想」が浮上し、平成19年6月19日発表の「経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～」、同年6月27日発表の「工業品先物市場の競争力強化に関する研究会報告書」、同年12月7日発表の「今後の商品先物市場のあり方について(中間整理)」、12月21日発表の「金融・資本市場競争強化プラン」、平成20年2月21日発足の自民党「証券・商品・金融に係る先物研究会」、さらには同年4月24日発表の「クリアリング機能の強化に向けた今後の取組について」、同年5月23日発表の「農産物商品市場の機能強化に関する研究会報告書」等々といった流れの中で、商品先物取引市場と従来の金融市場との融合化へ向けた動きが活発になったような感があります。

実際、平成20年になってから東京証券取引所、大阪証券取引所、東京工業品取引所、東京穀物商品取引所、関西商品取引所、中部大阪商品取引所等々が相互に協力しあうMOU協定をそれぞれで

結び合うという動きが活発化しています。

また、平成19年9月30日の金融商品取引法の完全施行に合わせ、改正商品取引所法施行規則が施行され、規制強化がなされたことも、当業界にとっては大きな出来事であつと言えます。

そんな中、業界再編の流れは続いている模様で、11社が受託業務を廃止し、上場品目にしても、関西商品取引所が大豆ミールと精糖の取引を、東京穀物商品取引所が野菜と大豆ミールの取引をそれぞれ休止したほか、平成20年3月末の各取引所の取組を見ても、2桁以下の上場品目が11品目あり、この11品目に関しては、今のところ、先行き増加する可能性が期待薄の状況となっています。

一方、東京工業品取引所では、平成19年7月17日に通常取引の1/10のスケールの「金ミニ取引」がスタートし、同時に、予め定められた幅以上のマイナス状態になると自動的に仕切注文が有効になるという「ロスカット制度」も金ミニ取引には導入されました。尚、ロスカット制度に関しましては、平成20年1月31日より同取引所の全商品に適用が拡大されました。

そのような状況下で全商品取引所の平成19年度の売買高は1億4,214万1,778枚と、前年度比16.5%減少し、ピークの平成15年度からすると45.6%も減少した格好となっています。

＜当期における当社の主な取扱商品の状況＞

- ・一般大豆、Non-GMO大豆……それぞれ4月終わり頃に年度最安値を付けた後、翌年2月終わりから3月初めにかけて年度最高値まで上昇し、その後、年度末にかけては値を崩した格好。

- ・とうもろこし……4月初め頃の年度最安値から翌年3月の年度最高値まで上昇、その後、値を崩

した格好。

・アラビカコーヒー……5月初めにかけて年度2番底までジリ貧基調となり、その後、年度下半分の水準で上げ下げを繰り返し、1月後半から2月下旬の年度最高値まで急上昇した。3月は大きく値を崩して、年度最安値まで下落、年度末にかけて若干値を戻した格好。

・ロブスタコーヒー……4月初め頃の年度最安値から6月にかけて上昇するも、10月後半にかけて弱基調となり、その後、反発すると、翌年3月初め頃の年度最高値まで上昇し、年度末にかけては再び大きく値を崩した。

・小豆……8月中旬にかけてジリ貧基調となり、年度最安値を付けた後、翌年3月中旬の年度最高値まで上昇し、年度末にかけて値を崩した格好。

・米国産大豆、コーン75指数、コーヒー指数、生糸、プロイラー……(省略)

・金、金ミニ(平成19年7月17日取引開始)、銀、白金、パラジウム……4月から7月一杯は年度最安値から一段上の下値圏ないしその近辺でもみ合った後、8月中旬にかけて年度最安値まで一旦値を下げ、そこから翌年2月終わりから3月初め頃の年度最高値まで上昇し、年度末にかけては値を崩した格好。

・ガソリン……7月上旬にかけてジリ高基調となっていたが、頭がつかえると8月の年度最安値まで下落、その後、12月末から翌年1月初め頃にかけての年度最高値まで上昇し、年度末にかけては年度の値動き幅の上半分の水準で下げて、上げて、下げた格好。

・原油、灯油……7月上旬にかけてジリ高基調となっていたが、頭がつかえると8月の年度最安値

まで下落、その後、2月から3月にかけての年度最高値まで上昇し、年度末にかけては、一旦ダレて戻した格好。

・アルミニウム……7月の年度最高値まで上昇後、翌年1月の年度最安値まで下落。その後、再び上昇し、2月末に年度2番天井をつけたが、年度末にかけては値を崩した格好。

・ニッケル……4月から5月にかけては年度高値圏で推移するも、5月中盤に年度最高値を付けた後は、途中で大きな戻りを一度入れたが、翌年1月の年度最安値を付けるまではほぼ一貫して弱気に支配されていたような印象が強い。その後、年度末にかけても年度下値圏で一旦上げて、再び下値へ押された格好。

・RSS3号、TSR20、ゴム指数……4月から6月にかけて年度中盤水準で上げ下げした後、8月の年度最安値まで値を下げ、その後、途中で大きな押し目を2度形成しながらも、翌年2月の年度最高値まで上昇し、年度末にかけては値を崩した格好。

・軽油、鉄スクラップ……(省略)

・[参考]円(対ドル相場)……6月にかけてジリ貧基調を辿るも、6月後半に年度最安値を付けた後は、大雑把に言えば、ほぼ一貫して上昇基調となり、翌年3月中旬に年度最高値を付けた。

3. 営業の経過及び成果

以上のような状況の下、当社は、お客様サービス部を中心に、独自開発の売買システムをお客様のご要望に応じてカスタマイズした上で、そのカスタマイズしたシステムの指示に従ってお客様ご自身で取引の注文指示を出していただくことによ

り、プログラム売買を実践していただくという「トレンド・ファン」サービス、その「トレンド・ファン」サービスをパッケージ化した「銀河シリーズ」サービス、さらには、従来の取引口座と銀河シリーズ等をベースにした売買専用口座を別々に管理する「ツイン取引」サービス、お取引状況を電子メールで自動送信する「お取引明細配信サービス」をそれぞれ開始したほか、ホームトレード利用を促進するための投資セミナー開催など、ユーザー向けサービスの充実を図りましたが、平成18年2月7日からの主務省検査の結果において、平成19年10月26日に同年11月5日から20営業日間の受託業務の停止を命じられ、この影響が大きく業績に響いた格好となりました。

ただ、検査終了後直ちに指摘事項等の改善に取り組むと同時にそれまで以上にコンプライアンス体制の充実を図っておりましたし、また、業務停止期間中は徹底して法令遵守を中心とした社員教育に全力で取り組み、さらには二度と同じ過ちを繰り返さないよう、11月5日を「誓いの日」と定めるなど、現在、全社一丸となって信用回復に全力で取り組んでおります。

とは言え、当期における当社の委託売買高は前期比21.0%増の244万8,960枚となりましたが、増加したのは主に中部大阪商品取引所のガソリン、灯油、或いは東京工業品取引所の金ミニ等、比較的1枚当たりの手数料が安価な銘柄で、逆に、比較的1枚当たりの手数料が高い銘柄は受託業務停止の影響で減少し、結果、受取手数料は同24.6%減の26億7,307万9千円となりました。

一方、売買損益は、担当部署においてディーリングの研究に力を入れたものの、前期比9.3%減

の3億5,429万2千円にとどまりました。

結果、営業収益は前期比22.7%減の30億2,735万9千円となり、営業費用は、前期の千葉支店と横浜支店の赤坂支店への統合、当期における札幌支店の仙台支店への統合、並びに全社一丸となつての経費削減努力等が功を奏して同10.3%減となったものの、33億2,387万1千円と収益を下回るまでには至らず、当期の営業利益はマイナスに転じ、2億9,651万2千円の損失となり、経常利益もマイナスに転じて2億4,958万9千円の損失、税引後当期純利益も同様に1億1,497万7千円の損失となりました。

尚、農業事業につきましては、平成19年4月15日に遠野センターが完成した他、同年5月24日に株式会社遠野ファイン・フーズを完全子会社化し、当社内にも同年12月13日に遠野ファイン・フーズともう一つの完全子会社である株式会社道の奥ファームの取扱商品の販売を専門とする農産課を設立、また、平成20年2月25日に道の奥ファームが農業生産法人として認められるなど、着々と基盤整備を進め、特に遠野産ブルーベリーや黒大豆の枝豆、発芽玄米等の販売規模が順調に伸びてきているところです。

4. 対処すべき課題

・我が国金融市場強化への対応……我が国金融市場の強化、多様化と並行して、当商品先物取引業界も同時に強化しようという動きがあり、その一つは、当社のような参加企業の基盤強化、もう一つはさらなる規制強化です。それら状況の変化にいち早い対応が出来るよう、常に目を光らせ、検討を重ねているところです。（16頁につづく）

ANNUAL REPORT 2008

<受取手数料> (消費税は含まれておりません)

(金額：千円未満切り捨て)

期別 商品市場	第 51 期	第 52 期
	平成18年4月～平成19年3月	平成19年4月～平成20年3月
商品先物取引		
・農産物市場	1,798,373	1,473,238
・農産物・飼料指数市場	10,984	19
・ゴム市場	112,830	61,511
・ゴム指数市場	1,470	229
・石油市場	1,055,309	881,681
・貴金属市場	568,205	256,364
・鉄スクラップ市場	142	0
・アルミニウム市場	12	6
・ニッケル市場		28
・砂糖市場		
オプション取引		
合 計	3,547,329	2,673,079

<売買損益> (消費税は含まれておりません)

(金額：千円未満切り捨て)

期別 商品市場	第 51 期	第 52 期
	平成18年4月～平成19年3月	平成19年4月～平成20年3月
商品先物取引		
・農産物市場	215,958	136,694
・農産物・飼料指数市場	1,829	300
・ゴム市場	58,271	▲ 9,766
・ゴム指数市場	▲ 4,052	244
・石油市場	196,080	239,091
・貴金属市場	▲ 75,360	▲ 12,257
・鉄スクラップ市場	▲ 1,744	0
・アルミニウム市場	45	0
・ニッケル市場		▲ 12
・砂糖市場		
オプション取引		
合 計	391,028	354,292

＜売買高＞（消費税は含まれておりません）

（金額：千円未満切り捨て）

期別 商品市場	第 51 期			第 52 期		
	平成18年4月～平成19年3月			平成19年4月～平成20年3月		
	委 託	自 己	合 計	委 託	自 己	合 計
商品先物取引						
・農産物市場	1,093,400	437,214	1,530,614	919,691	461,946	1,381,637
・農産物・飼料指数市場	6,164	5,674	11,838	11	9	20
・ゴム市場	70,692	34,294	104,986	41,100	21,897	62,997
・ゴム指数市場	1,366	339	1,705	175	38	213
・石油市場	1,106,462	531,589	1,638,051	1,273,606	634,494	1,908,100
・貴金属市場	120,275	13,975	134,250	214,315	33,467	247,782
・鉄スクラップ市場	131	104	235	—	—	—
・アルミニウム市場	4	4	8	2	—	2
・ニッケル市場	—	—	—	60	6	66
・砂糖市場						
オプション取引						
合 計	2,398,494	1,023,193	3,421,687	2,448,960	1,151,857	3,600,817

また、機敏な対応が出来るよう、小回りの利く、経営効率の良い体制を構築しておく必要があり、経営のスリム化を進めています。

- ・ **収益力等の拡大**……絶対的な取引量の確保が必要で、そのためには、委託者数並びに預り証拠金残高の増加、それに比例した建玉の増加を図らなければならない、その対応策として、お客様と長くとつき合いしていただけるよう、例えば週2回の取引セミナーの開催など、お客様サービス部を中心に新たなサービスの提供に取り組んでいます。
- ・ **財務基盤の強化**……主たる業務である商品先物取引の受託業務における収益拡大を目指すと共に、

それ以外での安定した収入を図ることも大切だと考えます。そのためにも「3. 営業の経過及び成果」の項の最後でも述べた農業事業の拡充に取り組んでいます。

- ・ **コンプライアンスの拡充**……受託業務管理部を中心に、お客様の立場に立って、営業部への牽制、社員教育、お客様育成という3方向からコンプライアンスの充実に全社一丸となって取り組んでいます。
- ・ **内部統制システムの拡充**……平成18年6月15日に内部統制システム構築の基本方針を決定し、業務の適正確保に努めています。

5. 受託業務管理規則

当社の「受託業務管理規則」等は次の通りです。

=====

受託業務管理規則

=====

(目的)

第1条 この規則は、商品市場における取引(以下、「商品先物取引」という)の受託及びその委託の勧誘並びにこれらに付帯する業務(以下「受託等業務」という)について、その適正な運営及び管理に必要な事項を定め、委託者の保護育成を図ることを目的とする。

(誠実かつ公正の原則)

第2条 当社並びに当社役員及び社員は、顧客に対し、顧客の意思を尊重し、誠実かつ公正に、その業務を遂行するものとする。

(受託等業務における禁止行為)

第3条 商品先物取引の受託等業務にあたっては、商品取引所法、同法施行規則(主務省令)、主務省の定める「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」、受託契約準則、並びに日本商品先物取引協会が定める「受託等業務に関する規則」等を遵守し、それらに定める禁止行為を行ってはならない。尚、それら禁止行為については、受託契約前に委託者に説明しておかなければならない。

(自己責任原則の徹底)

第4条 商品先物取引の受託等業務にあたっては、第5条から第13条までに定める行為を徹底し、取引は委託者である顧客自身の判断と責任において行うべきものであることについて、顧客の理解と認識を得るものとする。

(勧誘の告知)

第5条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、顧客に当社の商号、登録外務員の氏名及び同勧誘であることを告げた上で、その勧誘を受ける意思の有無を確認するものとし、これら告知及び意思の確認について記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

2 前項の勧誘時の意思確認において、顧客が勧誘を希望しない旨又は商品先物取引の委託をしない旨の意思表示をした場合には、以後の継続的な勧誘又はその後の再勧誘は行なわないものとする。また、これら勧誘及び委託を拒否した顧客の氏名、住所、電話番号について記録を作成し、FAXやメール等で本・支店等全社内に周知徹底し、社内掲示する等その防止措置を講ずるものとする。尚、勧誘拒否者の記録は管理担当班で厳重に保管するものとする。

3 当社は、次の各号に掲げる迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘は行なわないものとする。但し、顧客の

指示又は承諾がある場合はこの限りでない。

- ①午後9時から午前8時等迷惑となる時間帯における電話又は訪問による勧誘
- ②顧客の意思に反する長時間にわたる勧誘
- ③顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘
- ④顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法での勧誘

(勧誘の際の説明義務)

第6条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘に当たっては、「受託契約準則」、「商品先物取引委託のガイド」等の関係書面を交付し、それらを用いて次の事項を顧客が容易に理解できるよう留意しつつ説明し、理解の確認を行うものとする。尚、説明及び理解の確認に当たっては、まず、①号②号に係る説明を顧客が理解するまで説明し、その理解の確認を書面により行い、その後に③号以降の事項について説明し、その理解の確認を書面により行うものとする。

- ①商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその10～30倍にもなる過大な取引を行うものであること
- ②預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること
- ③相場の変動により損失が一定以上になった場合に、損失を確定させずに取引を継続したいのであれば、追加的な取引証拠金等を預託する必要があること
- ④取引証拠金等の制度、種類及びその発生のしくみ等に関する事項
- ⑤委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項
- ⑥商品取引員の禁止行為に関する事項
- ⑦その他「商品先物取引委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項

2 商品先物取引は損失を被ることがあるため、顧客に対し取引は自己の責任と判断において行なうべきものである旨十分な理解と自覚を求めるものとする。

3 当社は、委託者の保護措置として、委託者毎に取引限度額を設け、その範囲内で取引するよう制限している旨を説明し、顧客の十分な理解と認識を得られるよう求めるものとする。

(取引意思の確認)

第7条 商品先物取引の受託に際しては、委託者の取引の意思を十分に確認した上で行うものとする。

2 当社において新たに商品先物取引を始めようとする委託者(以下、「新委託者」といい、当社との取引を終了した者も含む)に対しては、受託契約前に、別に定める「顧客等の本人確認要領」に基づく本人確認に必要な書類を添えた所定の「口座開設申込書」による申し込みを受けなければならない。

3 前項の口座開設申込書には、顧客の属性情報を的確に把握するため、以下の事項を設定し、当該顧客から申告を受けるものとする。但し、④号の投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定すべきものであること及び取引の過程で損失が発生した場合は損金額が減額されるものであることを分か

りやすく説明した上で申告を受けなければならない。

①氏名、性別、年齢、生年月日、家族構成、住所及び連絡先

②職業、会社名、役職名勤務先等

③年収及び資産の状況

④投資可能資金額

⑤商品先物取引その他の投資経験の有無及びその程度

⑥その他当社が必要と認めた事項

4 勧誘時及び契約時において委託者の取引の意思を確認することは勿論のこと、取引中の委託者であっても、受注の都度取引の意思確認を行わなければならない。

5 前各項の取引意思の確認については、その内容を明確にしておくため、確認の日時、場所、確認者及び確認内容等の記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

(顧客カードの整備)

第8条 当社は、各店舗毎に商品先物取引を行おうとする顧客について、「口座開設申込書」に基づいて次に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

①氏名、性別、年齢、生年月日、家族構成、住所及び連絡先

②職業、会社名、役職名勤務先等

③年収及び資産の状況

④投資可能資金額

⑤商品先物取引その他の投資経験の有無及びその程度

⑥その他当社が必要と認めた事項

2 前項各号の記載内容に変更があったときは、その都度更新し、適切に管理するものとする。

3 顧客カードは、担当外務員等が所要の事項を記載し、すべてこれを第15条第3項に定める総括責任者のもとに備え付けるものとする。尚、その写し(各店の当該委託者分)を各店においても備え付けるものとする。

(理解度等の調査)

第9条 新委託者に対しては、商品先物取引に対する理解度及び取引の意思の確認等を判定するため、営業部の者(登録外務員)が下記の項目等について調査を行うこととする。

①損失リスク等、取引の危険性に対する理解

②商品先物取引の仕組み及び損益計算方法の理解

③取引証拠金の性格及び取引追証拠金の計算方法の理解

④値幅制限、建玉制限及び投資可能資金による制限等についての理解

⑤その他、商品取引員の禁止事項等、「商品先物取引委託のガイド」の内容についての理解

⑥自己の判断及び責任において取引を始める旨の意思の確認

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第10条 当社は、次の各号の一に該当する者を商品先物取引不適格者と規定し、これらの者に対しては商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行なわないものとする。

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- ② 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- ③ 破産者で復権を得ない者
- ④ 借入により商品先物取引を行なおうとする者
- ⑤ 長期療養者及びこれに準ずる者で随時連絡が取れない者
- ⑥ 主として年金、恩給、退職金、保険金等により生計を維持しており、それらの収入が収入全体の過半を占めている者
- ⑦ 一定以上の収入(年収500万円以上)を有しない者
- ⑧ 25歳未満の若年者及び70歳以上の高齢者
- ⑨ 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者
- ⑩ 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者

2 前項⑥号及び同⑦号に該当する者については、本項①号の例外要件を満たしている場合、前項⑧号の70歳以上～75歳未満の高齢者の者については本項②号の例外要件を満たしている場合、前項⑨号に該当する者については本項①号の例外要件を満たしている場合であって、それぞれ自書により、自ら商品先物取引を行なうに不適格な対象者であることを理解しているとともに、これら例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告がある場合において、第15条第3項に定める総括責任者がこれらの者の勧誘及び受託の適否を審査して承認したときは、前項の規定にかかわらず、これらの者に対し勧誘及び受託ができるものとする。

① 顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有しており、それを証明するものがあること。

② 顧客が直近の過去3年以内に延べ90日以上にわたりレバレッジ性のある取引(金融先物取引、有価証券に係る先物取引、株式の信用取引等)の経験が有り、且つ、商品先物取引の仕組み・リスク等を十分理解している旨を客観的に証明できるものがあること。

3 前項の審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及びその判断根拠を含めて記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

4 第1項各号に該当しない者であっても、第15条第3項に規定する管理担当班ブロック管理責任者がその者の資金力、理解度等からみて商品先物取引にふさわしくないと認定した者に対しては、商品先物取引の勧誘及び受託を行なわないものとする。

5 取引中に新たに第1項各号に該当することが明らかになった場合には、当該委託者に取引の決済を要請し、速やかに清算するよう努めるものとし、その後の勧誘及び受託は行なわないものとする。但し、第1項⑥号から⑨号までの該当することとなった者については、第2項の手続きによる総括責任者の審査を受けて承認を得

た場合は、この限りではない。

6 第2項に係る審査に関して、同項に規定しない審査手順等の詳細は、別に定める「委託者からの受託に係る取扱要領」によるものとする。

(適合性の審査)

第11条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行なおうとする場合、口座開設申込書、顧客カード及び第9条の理解度調査に基づいて顧客の知識、経験、理解力及び受託契約を締結する目的等の把握に努め、適合性の原則に照らして審査し、不適格者の参入を防止しなければならない。

2 前項の審査による承認があるまでは、登録外務員は、約諾書の差入、取引証拠金等の預託及び売買の注文を受けないものとする。また、審査の過程で適合性を有しないと認められたときは直ちにその勧誘を中止するものとし、その者からの申し出であっても商品先物取引の委託は受けないものとする。

3 第1項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

4 適合性の審査手順等の詳細は、別に定める「委託者からの受託に係る取扱要領」によるものとする。

(重要事項の補足説明及び適合性の再調査等)

第12条 前第11条の審査終了後、第15条に定める受託業務管理部の者が事前交付書面の種類、商品先物取引の危険性、取引は委託者の自己責任により行う旨、値幅制限や投資可能資金による建玉制限等々について記載した所定の重要事項補足説明の冊子を使いながら説明を行うとともに新委託者の理解度等の再調査を受託契約前に行うものとする。

2 前項の理解度等の再調査が終了するまでは、登録外務員は取引の売買注文を受けないものとする。

3 委託者からの取引等に係る疑義、相談等に対応する部署について、委託者に周知し、疑義の早期解決に努めるものとする。

(不正資金流入防止措置)

第13条 公金出納取扱者、金融機関において他人の金銭又は有価証券等を取扱っている者、企業の経理又は財務担当者等の自己の資産以外の金銭等を取扱っている者から新たに商品先物取引の受託を行う場合は、本人から取引を行いたい旨の理由を明記した本人自書の申出書があり、第14条第3項に定める総括責任者が認めた場合に限る。

2 前項に該当する委託者からの投下資金累計額(取引証拠金に加算した差引益金の額は除く)が当該委託者に見込まれる投資可能資金額の範囲を超えることとなる場合は、資金の裏付けとなる証明書類の提出を求め、第15条第3項に定める総括責任者の承認を得るものとする。提出がない場合は追加資金の入金を断るとともに、既存の建玉に関しても十分に注意し、決済してもらうよう当該委託者に申し出る。

3 尚、不正資金流入防止措置の経過を明確にするため、本条第1項又は第2項において行った投資可能資金額ないし金融資産の調査に係る記録を作成し、当該委託者が取引を終了した後より3年間保存するものとする。

(委託者との入出金に係る管理措置)

第14条 当社は、委託者との間の入金及び出金は原則として振込みにより行う旨を定める。尚、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合については委託者ごとにその必要性等について、営業部門の責任者又は支店長が審査を行うものとする。

2 取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行うものとする。

3 外務員が委託者から現金で入出金したときは、当該外務員以外の各店受託業務管理部の者が、当該委託者に対し、入出金の額、日時、現金授受者の氏名等について確認を行うものとする。

4 現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応するものとする。但し、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長の承認を得るものとする。

(受託業務管理担当班の設置)

第15条 当社は、受託等業務に係る責任の所在の明確化を図るため、受託業務管理部を設置し、各本支店毎に受託業務管理部の者を中心に営業部門以外の者で受託業務管理担当班を設ける。

2 受託等業務に係る総括管理及び管理担当班の職務の総括調整を行うため、本社に総括責任者、及びブロック毎にブロック管理責任者を置くものとする。

3 総括責任者及びブロック管理責任者は次の者とする。

①総括責任者は受託業務管理部統括本部長(上級取締役以上)がこの任に当たり、副総括責任者は受託業務管理部上級管理者(部長以上)がこの任に当たる。

②ブロック管理責任者は副総括責任者がこの任に当たり、各本支店の受託業務管理担当班の者が補佐する。

4 総括責任者は、取締役会に受託業務管理状況を年2回以上報告しなければならない。

(受託業務管理担当班の職務)

第16条 受託業務管理担当班の職務は次の通りとする。

①「口座開設申込書」及び「顧客カード」の精査による顧客の選別並びに受託の適否の決定

②顧客管理のための「顧客カード」の整備

③委託者の資金力、取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制

④「委託者からの受託に係る取扱要領」に基づく審査

⑤登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導

⑥取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置

⑦外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置

⑧委託者からの苦情、紛争に対する適切な対応

⑨過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置

⑩商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置

⑪その他委託者の保護育成に必要と認められる事項

⑫第26条第2項に定める違反者に対する処分について、懲罰委員会に意見を具申する。

⑬各本支店の受託業務管理部とよく連絡を取り合って職務の調整を図る。

(未経験者の保護育成措置について)

第17条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、直近の過去3年以内に延べ90日以上商品先物取引の経験のない委託者(以下、「未経験者」という)については90日以上の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

①委託者に対し、第6条及び第12条に定める説明を行うことにより商品先物取引についての十分な理解と認識を求めること。

②取引にあたっては、特に取引追証拠金及び損失の発生についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該委託者の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される取引についてはこれを抑制する等の措置を講ずること。

③保護措置期間内における受託数量を、口座開設申込書により顧客が申告した投資可能資金額の3分の1の額に相当する数量に制限すること。但し、その額には取引開始後に発生する取引追証拠金、取引臨時増証拠金、取引定時増証拠金等は含まないものとする。

④その他未経験者の取扱いに係る詳細は、別に定める「委託者からの受託に係る取扱要領」によるものとし、未経験者に対してその内容を契約前に分かりやすく説明して理解を得ること。

2 前項③号の制限について、未経験者自身がこれを超える取引を希望した場合、委託者本人が商品先物取引に習熟していることが必要であること及び当社において未経験者を保護するために取引数量を制限する措置を設けていることを理解しているとともに、自らその要件を満たすことについて確認している旨の自書による申出書を受けた上で、当該者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できるものがある場合において、総括責任者がこれらの内容を審査し、承認したときは、前項③号の受託制限数量を超えて受託することができる。但し、その場合の受託数量は投資可能資金額を上限とする。

3 前項の審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、取引終了後3年間保存するものとする。

(取引本証拠金について)

第18条 当社において、取引本証拠金の額は、取引所が定める取引本証拠金基準額以上の額とし、別表に定める額とする。

2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者として第15条第3項に定める総括責任者があたり、その内容を社内に徹底するとともに、委託者に周知する。取引本証拠金基準額及び取引本証拠金の額等に変更があったときは、委託者に対してその適用日の2営業日前までに電話及び書面等により通知し、その通知書面は5年間保存する

ものとする。

3 取引本証拠金の額等に関して本規則を制定又は変更したときは、その写しを当該商品取引所に提出するものとする。

(商品取引所の会員及び当業者についての特例)

第19条 商品取引所の会員及び当業者については、第7条、第8条、第11条に記載されている「口座開設申込書」の差し入れ、及び第9条、第12条に記載されている「理解度等の調査」の実施、並びに第12条に記載されている「重要事項補足説明」の実施は要しないものとする。また、第6条に記載されている「勧誘の際の説明」に関しても、第3条の趣旨に違背しない範囲において、要しないものとする。

(海外法人及び国内非居住者についての特例)

第20条 海外法人及び国内非居住者については、第3条の商品取引所法ほかの我が国における諸規則に基づく「受託契約準則」、「商品先物取引委託のガイド」、「口座開設申込書」、「約諾書」、「通知書」並びに「理解度等の調査票」等について日本語と英語を併記した書面又は書類を用いて、受託契約手続きを行うものとするが、第12条の「重要事項の補足説明」の実施は要しないものとする。

尚、売買報告書等については、記載の不備がないように努めて、英語表記のみでも可とする。また、取引に関する、我が国における諸規定において特段の定めのない事項については、当社と当該委託者双方で諸条件を別途取り決めるものとする。

(本規則の適用除外)

第21条 当社は、電子取引(オンライントレード)については原則的に本規則の適用除外とし、別に定める「電子取引に係る受託業務管理規則」、「電子取引に関する取り決め」並びに「電子取引システムの運用規程」に従うものとする。

(広告)

第22条 当社において、受託等業務の手段として印刷物、マス媒体、宣伝用物品の頒布等による広告・宣伝を行うときは、別に定める「広告の取扱要領」に基づき、その表示及び方法を適正に行うよう努める。

(勧誘方針の策定及び公表)

第23条 当社は、勧誘方針の策定について、適合性の原則に基づく勧誘を行うこと、迷惑となる方法、時間、場所等での勧誘を行わないこと、勧誘に当たっては商品先物取引の仕組み、リスク等を十分説明することその他勧誘の適正の確保のために必要な事項を定める。

2 勧誘方針の公表について、本店、支店において顧客が勧誘方針を見やすいように掲示し、又は閲覧に供するほか、当社ホームページ上においても公表するものとする。

(個人情報の保護)

第24条 当社は、「個人情報の保護に関する法律」及び関連する法令、及び同法に関して主務省が定めたガイドライン等を遵守し、個人情報保護のための組織を形成すると共に社内規程を設けるなど必要な措置を講じ、全

役員及び全従業員(契約社員、派遣社員、パート社員等も含む)に必要な研修を行い、個人情報の適正な取り扱いを図るものとする。

(委託者への取引履歴の開示)

第25条 当社は、委託者の保護を図るため、委託者から当該委託者の取引履歴の開示請求があったときは、別に定める「委託者への取引履歴の開示に関する取扱要領」により、委託者別先物取引勘定元帳及び委託者別証拠金等現在高帳を開示するものとする。

(違反者に対する罰則について)

第26条 当社は、受託等業務に関する法令、その他の諸規則を遵守し、社会的信用の向上及び企業としてのリスク管理の向上を図るため、社内に受託等業務に関する懲罰委員会を設置する。

2 本規則に違反した者に対しては、前項の懲罰委員会において同委員会の規定に則り、処分内容を審議し、その結果を踏まえて取締役会において決定する。

(本規則の制定及び改正について)

第27条 本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て行う。

(日本商品先物取引協会への届出)

第28条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届出するものとする。また、これを変更したときも同様とする。

2 本規則は、各店舗の店頭に備え付け、閲覧を希望する者に開示する。

附則

1. 本規則は平成10年9月1日より実施する。
2. 本規則の改正は平成11年4月1日より実施する。
3. 本規則第7条第1項②の変更は平成12年4月1日より実施する。
4. 本規則の改正は平成12年10月2日より実施する。
5. 本規則第6条第2項の変更は平成13年4月1日より実施する。
6. 第7条第3項、第12条第2項、第13条第1項及び第3項、並びに第17条②の変更は平成14年4月1日より実施する。
7. 本規則第13条第3項①の変更は平成14年6月21日より実施する。
8. 平成15年1月6日に「顧客等の本人確認要領」を別に定めておりましたが、整合性を持たせるために本規則第6条第2項を変更、平成15年4月1日より実施する。
9. 第8条第3項の追加は平成15年4月1日より実施する。
10. 委託本証拠金に関する改正に伴う第10条の変更及び第18条の新設(以下条数繰り下げ)は、平成15年6月6日より実施する。
11. 第19条の商品取引所の会員及び当業者についての特例の新設(以下条数繰り下げ)は、平成16年9月13日より実施する。

12. 受託業務管理体制の強化に伴う第13条第3項の変更は平成17年3月1日から実施する。
13. 本規則の改正は平成17年5月1日より実施する。
14. 本規則の第3条並びに第5条～第12条までの改正は平成17年6月1日から実施する。
15. 本規則の改正は平成17年9月1日より実施する。
16. 本規則の改正は平成18年6月1日より実施する。
17. 本規則の第19条の新設(以下条数繰り下げ)は、平成18年7月3日から実施する。
18. 本規則の第23条第2項の変更は平成18年9月1日から実施する。
19. 本規則の第19条の変更は平成19年2月1日より実施する。
20. 本規則の第6条第1項の改正及び③の追加、同条第3項の改正、第10条第1項⑩の追加、同条第2項、第11条第1項、第16条第1項及び③、同条第2項の改正は平成19年9月30日より実施する。
21. 平成19年12月17日開催の取締役会議において決議された、本規則第14条の新設規定は平成20年1月4日より実施する(以下条数繰り下げ)。又、本規則第16条⑫の変更は平成19年12月17日より実施し、本規則第22条の新設規定は平成18年12月1日から遡及実施する(以下条数繰り下げ)。
22. 平成20年3月3日開催の取締役会議において決議された、本規則第20条の新設規定は平成20年3月3日より実施する(以下条数繰り下げ)。
23. 平成20年7月1日開催の取締役会議において決議された、本規則第6条第1項の修正は平成20年7月1日より実施する。

=====

委託者からの受託に係る取扱要領

=====

本要領は、当社受託業務管理規則(以下、「規則」という)の第9条、第10条、第11条、第12条及び第17条に則り、適合性の審査等についての詳細を下記の通り定めたもので、委託者から取引の受託を行うにあたっては、委託者の意思を尊重し、当該委託者の資質、資力等を考慮の上、相応の投資可能資金額の範囲において受託を行うよう、各項目を厳守しなければならない。

(1) 新たな委託者からの取引の受託を行う場合は、下記①～④の投資経験度を考慮し、口座開設申込書等に基づいて、予め下記の(2)に定める当該委託者の資質、資力等に応じた区分をした上で、委託者からの受託の取り扱いをするものとする。

①投資未経験者

②株式や債券等の現物取引の経験者、及び外貨建ての預金やMMFの経験者

③株式等の信用取引、ワラント取引、オプション取引、先物取引並びに金融先物取引等の経験者、及び外国為替保証金(証拠金)取引の経験者

④商品先物取引、商品先物オプション取引等の経験者

※勤務先の社員持株会での積立や、貯蓄目的の国債、金融債、中国ファンド、MMFなどの購入等は①に属するものとする。②は、主に売買価格又は為替レートの差による利鞘を得ることを目的とした現物取引をいう。

(2) 上記の①、②及び③の該当者であっても、規則第17条でいう「商品先物取引の経験のない委託者」(以下、「未経験者」という)として取り扱うものとし、④における十分な投資経験については直近の過去3年以内に延べ90日以上とするが、その経験した期間等においてそれを超える場合でも受託業務管理担当班の総括責任者が①、②及び③と同等の者と判断する場合は、未経験者に準ずるものとする。

(3) 取引証拠金等の委託者からの受託数量については、規則第10条第1項⑥号から⑧号の該当者で、同条第2項の定めにより、受託業務管理担当班の総括責任者が認めた者(以下、「特定委託者」という)は、非特定委託者(以下、「一般委託者」という)と区分した上でさらに経験者と未経験者に区分して下記の通り取り扱うものとする。

- ・一般委託者(経験者)の場合……投資可能資金額の範囲で受託する。
- ・一般委託者(未経験者)の場合……投資可能資金額の3分の1以内の範囲で受託する。
- ・特定委託者(経験者)の場合……取引を始めるにあたっては、委託者本人の自書による申出を必要とし、投資可能資金額の4分の3以内の範囲で受託する。
- ・特定委託者(未経験者)の場合……取引を始めるにあたっては、委託者本人の自書による申出を必要とし、投資可能資金額の3分の1以内の範囲で受託する。

(4) 委託者自らの積極的な意思によって取引追証拠金及び取引臨時増証拠金、取引定時増証拠金を預託することにより投資可能資金額を超える可能性がある場合は、取引証拠金の預託について委託者本人の自書による申出書が差入れられ、総括責任者が承認した場合はこの限りではない。

(5) 当社では、上記(3)の特定委託者について、規則第12条の再調査後、その審査については、審査日、審査過程及び最終審査者の適否判断の根拠を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。尚、取引が上記(3)により限定された範囲の受託数量であっても、経験者において3,000万円を、未経験者において1,000万円をそれぞれ超える資金が投下された場合は、受託業務管理担当班のブロック管理責任者(副総括責任者)が当該委託者の属性等の再調査を行った上、総括責任者へ書面にて報告し、報告を受けた総括責任者は、その内容を再確認するとともに、必要と認められた場合には当該本支店の受託業務管理部の者に対し所要の指示を行うものとする。

(6) 総括責任者は、各本支店の苦情、紛争の発生状況等を熟慮して、前記(3)における委託者が投下する資金に対し、各範囲(限度)を縮小するなどの所要の措置を講じることができる。

(7) 取引継続中において、委託者から自書による投資可能資金額の増額変更の申出があった場合は、規則第10条第1項⑨号に係る同条第2項の要件及び審査手続きによるものとする。

(8) 未経験者の保護措置期間について、規則第17条で90日以上と定めているが、委託者本人自らが希望する

旨の自書による要請があり、下記の10項目中6項目以上が該当する委託者で、総括責任者が審査の上認めた場合には、当該委託者の習熟期間を解除し、経験者扱いとすることができる。

- ・取引仕切り(落玉)回数が5回以上の委託者
- ・投資可能資金額が1,000万円以上若しくは、金融資産が1,500万円以上の委託者
- ・その他の資産(不動産等)の所有委託者
- ・商品先物取引以外の投資経験の有する委託者
- ・取引の理解確認に関する回答状況の内容が適合している委託者
- ・残高照合回答書(又は残高照合確認書)の差し入れ回数が3回以上で取引内容についても良く理解されている委託者
- ・職業上の適合性を有している委託者
- ・当該本支店の受託業務管理部の者及びブロック管理責任者の所見により適合している委託者
- ・その他、取引に関して差し入れた書面等により、適合している委託者
- ・取引開始(初回建玉)から延べ180日以上経過し、取引内容に何ら問題等が見受けられない委託者

(9) 委託者からの受注状況を明確にしておくため、可能な限り次の各号等による記録に努め、一定期間保存する。

- ①顧客連絡簿に受注時等の内容を記載しておく。
- ②当該委託者へ取引が成立した旨の電話連絡の会話は可能な限り録音しておく。
- ③残高照合通知書に関する回答書(又は確認書)の回収に努める。
- ④その他、状況に応じて所要の措置を講ずる。

(10) 取引証拠金として有価証券を預る場合は次の各号に努める。

- ①他人名義の株券を預る場合……株券を占有(所有)する委託者から自分の所有であるとの確認書を預託前に徴収し、株式取得の事情や名義変更未済事由等(売買決済による利益目的及び発行会社のサービス利点目的等)を聴取し書面に記載する。
- ②家族(親子、夫又は妻等)名義の株券を預る場合……株券を占有する委託者から自分の所有であるとの確認書を預託前に徴収すると共に、その親又は子及び夫又は妻である名義人から、委託者の所有であるとの確認書を預託前に徴収する。
- ③親しい友人(知人、会社の同僚等を含む)が占有している株券を預る場合……他人名義かつ占有者が友人・知人等の株券を借用して預託することは原則として禁止する。但し、貸主が借主(委託者)の使用目的及び清算損金が生じた場合、弁済のための換金を要することを承諾する書面の差し入れを貸主及び借主双方から受けた場合はこの限りでない。
- ④その他、必要に応じて、当該委託者が株券の所有者であると信じて預託を受けたもので、悪意又は重過失はなく、善意取得であることを証明するための書証を徴収するものとする。

(11) 当社は、取引証拠金等の額及び委託手数料について、店頭に表示するとともに、当該委託者には受託を行う前に予め通知するものとする。但し、規則第19条に定める会員及び当業者の委託手数料については、法人部の申請に基づき、規則第15条第2項に定める総括責任者が審査の上、決定し、受託を行う前に予め通知するものとする。

(12) 規則第15条第3項の任務責任の明確化及び任務遂行に支障を来たさぬため、次のように取り扱う。

①総括責任者が不在等の理由により、業務に支障をきたす場合に限り、副総括責任者がその任を遂行する。

②当該ブロック管理責任者が不在等の場合に限り、他のブロック管理責任者が当該ブロック管理責任者の任を代行することが出来る。

(13) 商品取引所の会員及び当業者については、本要領について適用しないものとする。

附則

1. 本要領は平成10年9月1日より実施する。
2. 本要領の実施日以前の既存委託者については、旧要領に基づいて取り扱うものとする。
3. 本要領(2)の改正及び(17)の追加は平成11年4月1日より実施する。
4. 本要領の改正は平成12年10月2日より実施する。
5. 本要領の判断枠等の改正は平成14年4月1日より実施する。
6. 本要領(18)の追加は平成16年9月13日から実施する。
7. 本要領の改正は平成17年5月1日より実施する。尚、本要領の実施日以前の既存委託者については、本要領(9)を除き、旧要領に基づいて取り扱うものとする。
8. 本要領の改正は平成17年9月1日より実施する。
9. 本要領(11)の修正及び追加は平成17年11月1日より実施する。
10. 本要領の(2)及び(3)、(4)、(11)の改正は平成18年6月1日より実施する。
11. 本要領の(3)の修正及び(4)の追加、(4)の追加に伴う(5)以降の番号繰り下げ及び(8)の修正追加は平成19年9月30日より実施する。
12. 規則第14条の新設に伴う本要領の条数変更は平成19年12月17日より実施する。

広告の取扱要領

(目 的)

第1条 本要領は、当社において行う広告等について、その表示及び方法の適正化を図ることにより、委託者保護と当社の社会的信用の向上に資すること、及び受託等業務の適正化並びに効率化を図ることを目的として定める。

(定 義)

第2条 本要領において、広告等とは当社が行う商品取引受託業務の内容に関し、次の各号に定める方法、その他の方法により多くの人々に対して同様の内容による情報を提供する行為をいう。

尚、所属する役職員が行う広告等も本要領により管理されるものとするほか、商品先物取引に関する資料提供に係る広告、インターネットを利用したバナー広告及び第三者が作成したものを広告等に利用する場合も同様とする。

- ①新聞、雑誌等の印刷媒体への掲載
- ②テレビ、ラジオ等による放送
- ③ポスター、看板、懸垂幕等の掲出
- ④景品、販促グッズ等の宣伝用物品の頒布
- ⑤映画、電光ニュース、スライド又はビデオ等の映像
- ⑥インターネット、パソコン通信等を使った電磁的方法により提供
- ⑦DM、パンフレット、ビラ、チラシ、情報誌等の印刷物の配布

2 表示の内容が次に掲げるような内容等に限定されている場合においては、本要領に定義する広告等に含まないが、これらについても虚偽及び誇大な表示をしてはならない。

- ①会社名、本支店の住所、電話番号、代表者の氏名等、名刺程度の内容にとどまるもの
- ②本支店、営業時間、取扱商品、業種等商品取引員企業の概要にとどまるもの
- ③企業イメージの醸成を図るため、社名に簡単なワンフレーズのキャッチコピーをつける程度の内容にとどまるもの
- ④セミナーや講演などの開催案内にとどまるもの
- ⑤マクロ的な経済レポート、特定の産業、上場商品の生産、流通に関する実績や評価に関する分析レポート、一般的な財貨やサービスに関する価格動向に関するレポート等、客観的な情報にとどまる資料等
- ⑥上場商品の現物価格、先物価格、海外市況等の商品市況データ、出来高、取組高等の市場動向のデータ等にとどまる資料等
- ⑦その他
 - (ア)法令又は法令に基づく行政官庁の処分等に基づき作成された書類
 - (イ)法令及び受託契約準則において交付が義務付けられている書面等
 - (ウ)従業員等の求人広告、会社説明会の通知、支店等の移転に関する連絡等
 - (エ)報道機関に限定した資料、パンフレット等
 - (オ)特定の顧客からの質問に対する回答書又は資料請求に対する送付書面等
 - (カ)注文内容、取引内容の確認のために特定の顧客に提示又は交付する資料等
 - (サ)新聞、雑誌等の報道機関、その他の記事等の現物又はそのコピー等

(基本原則)

第3条 広告等を行うときは、商品取引所法、その他関係法令及び受託契約準則、日本商品先物取引協会の会員の広告等に関する規則並びに会員の広告等に関する指針を遵守するほか、委託者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、的確な情報提供及び分かりやすい表示を行うよう努めるものとする。

(管理体制)

第4条 広告等の適正化を図るため、広告等に係る社内審査体制及び保管体制を整備し、その広告等に係る責任者として「広告管理責任者」をおき、受託業務管理部統括本部長がこの任に当たる。尚、広告管理責任者が不在等により広告等の審査が遅れ、業務に支障をきたす恐れのある場合、広告管理責任者は、本社受託業務管理部の部長職以上の者を「副広告管理責任者」に任命し、次条の広告等審査における許可又は不許可の判断を代行させることが出来るものとする。また、広告管理責任者は、広告等の状況について定期的に取締役会に報告するものとする。

(広告等審査)

第5条 広告等を行うときは、本要領に基づいて、広告等の実施前に社内審査を実施するものとする。広告等を行おうとする者が見本又は内容が把握できる計画書を本社受託業務管理部に提出し、本社受託業務管理部は速やかに内容をチェックした上で広告管理責任者に報告し、それを受けて広告管理責任者は広告等の許可又は不許可を判断し、申請者に通知する。

2 許可した広告等については、本社受託業務管理部において許可した順に通し番号を付した申請者、制作者、広告等の内容、その規模及び実施時期等が分かる書類と共に、完成品又は実施品を保存する。

(禁止事項)

第6条 商品取引所法、その他関係法令及び受託契約準則、日本商品先物取引協会の会員の広告等に関する規則並びに会員の広告等に関する指針に違反する表示があるもののほか、次の各号の一に該当し又は該当する恐れのある広告等を行ってはならない。

- ①商業道德若しくは取引の信義則に違反するもの、又は商品取引員としての品位を損なうもの
- ②広告等の内容が誇大なもの、又は受託等業務の内容を正しく表示していないもの
- ③商品先物取引の特性又は金融商品等との商品性の違い等について委託者の誤解を招く恐れのあるもの
- ④利益が生じることが確実であると誤解させるべき断定的又は刺激的表示のあるもの
- ⑤恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの
- ⑥自社の判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの
- ⑦脱法行為を示唆する表示のあるもの
- ⑧主務大臣の許可を受けていることにより公的機関が当社を推薦し、又は当該広告の内容について保証しているかのような誤解を与える恐れのあるもの

⑨日本商品先物取引協会の会員であることにより、同会が当社を推薦し、又は当該広告の内容について保証しているかのような誤解を与える恐れのあるもの

⑩委託手数料について、委託者の誤解を招く恐れのあるもの

⑪その他、公正な競争を妨げ又は委託者の保護に欠ける恐れのあるもの

(誇大表示の禁止)

第7条 広告等を行うときは、商品先物市場における取引等を行うことによる利益の見込みのほか、次に掲げる事項について著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤解させるような表示をしてはならない。

①受託契約の解除に関する事項

②受託契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

③受託契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む)に関する事項

④受託契約に係る商品市場に関する事項

⑤商品取引員の資力又は信用に関する事項

⑥商品取引員の商品取引受託業務の実績に関する事項

⑦受託契約に関して委託者が支払うべき手数料等の額又は計算方法、その支払いの方法及び時期並びにその支払先に関する事項

(表示義務)

第8条 広告等の表示内容について、次の各号に掲げるような商品取引所法、その他関係法令によって義務付けられた表示事項を明瞭かつ正確に表示するとともに、本要領第2条第1項に掲げる①、③、⑥及び⑦による広告等を行うときは、当社のお客様相談窓口及び日本商品先物取引協会の相談センターの所在地と電話番号、当社の企業情報(ディスクロージャー冊子)が閲覧可能な場所、並びに自社の判断、評価が入る場合にはその根拠を表示しなければならない。

①商号

②商品取引員である旨

③受託契約において委託者が支払うべき手数料等の対価の額の合計額又は計算方法

④取引証拠金の額又は計算方法

⑤取引の額が取引証拠金等の額に比して著しく大きい旨及び取引の額の取引証拠金等の額に対する比率

⑥商品先物市場における相場の変動により損失が生じる恐れがあり、かつ、損失が取引証拠金等の額を上回ることがあること及びその理由

⑦日本商品先物取引協会の名称とその会員である旨

2 前項の⑥に関する事項の表示については、当該事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさか又はそれ以上の大きさで表示するものとする。

3 テレビ、ラジオ等の放送広告又は同内容のものをインターネットで表示する場合、並びに看板、立看板、

広告板、広告塔等の工作物による広告については、できるだけ多くの情報を表示するように努めると共に、明瞭かつ正確に表示し、著しく事実と相違するような表示又は著しく誤認させるような表示をせず、本条第1項の①、②、⑥及び事前交付書面の内容を十分に読むべき旨を表示するものとする。

(日本商品先物取引協会の措置)

第9条 日本商品先物取引協会から実施した広告等に対して、資料等の提出又は事情聴取を求められたときは速やかに応じ、また、広告等について使用制限等の措置を求められたときは速やかにその措置を講ずるものとする。

(問い合わせ)

第10条 実施した広告等に関する問い合わせ、苦情等については、お客様相談窓口が対応するものとする。

附則

1. 本要領は、平成11年4月1日から実施する。
2. 本要領実施に伴い、広告指導基準として設けた「広告に関する社内審査要領」は廃止する。
3. 本要領の組織変更に伴う担当部署等の変更は、平成14年6月21日から実施する。
4. 本要領第6条新設に伴う変更は、平成17年3月1日より実施する。
5. 本要領第4条第2項の変更は、平成18年6月1日より実施する。
6. 本要領の全面的な改定は、平成19年9月30日より実施する。

顧客等の本人確認要領

平成15年1月6日より「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」が施行されたのに伴い、弊社「受託業務管理規則」の第7条第2項における新委託者の本人確認方法を下記の通り改める。

(一般顧客の場合)

1. 本人から次のいずれかの本人確認書類(氏名、住所及び生年月日の記載がある場合に限る)の提示を受けることとする。
 - ア. 取引を行うための申し込み又は承諾に係る書類に顧客が押印した印鑑の印鑑登録証明書
 - イ. 国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険の被保険者証、医療受給者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合組合員証、地方公務員共済組合組合員証、私立学校教職員共済制度加入者証
 - ウ. 国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳
 - エ. 運転免許証、外国人登録証明書、旅券(パスポート)
2. 本人から次のいずれかの本人確認書類の提示を受けた場合は、確認書類に記載されている住所に、取引に係る文書を書留郵便や配達記録郵便等により、転送不要郵便物として送付するか社員がその住所まで持参する

こととする。

ア. 当社との取引印以外の印鑑登録証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書、戸籍の謄抄本、住民票の写し、住民票の記載事項証明書

イ. その他、官公庁から発行され、又は発給された書類等で氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

3. 前号又は前々号の各書類又はそれらの写しを送付によって受けとった場合は、確認書類に記載されている住所に、取引に係る文書を書留郵便や配達記録郵便等により、転送不要郵便物として送付するか社員がその住所まで持参することとする。但し、持参する場合は、本店又は統括店より直送すべき書類は除く。

(法人顧客の場合)

4. 法人代表者から次のいずれかの本人確認書類(名称、事務所の住所の記載がある場合に限る)の提示を受けることとする。

ア. 当該法人の設立の登記に係る登記簿の謄本若しくは抄本、印鑑登録証明書、法令の規定に基づき官公庁から送付を受けた許可、認可若しくは承認に係る書類

イ. その他、官公庁から発行され、又は発給された書類等で名称、事務所の住所の記載があるもの

5. 前述の各書類又はそれらの写しを送付によって受けとった場合は、確認書類に記載されている住所に、取引に係る文書を書留郵便や配達記録郵便等により、転送不要郵便物として送付するか社員がその住所まで持参することとする。但し、持参する場合は、本店又は統括店より直送すべき書類は除く。

(上記の本人確認書類が現住所と異なる場合)

6. 別途、次に掲げる書類で前3ヶ月以内の発行日が記されたものの提示か送付(写し可)を受けることとする。

ア. 本人確認書類

イ. 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

ウ. 社会保険料の領収証書

エ. 公共料金(電気、ガス、水道など)の領収証書

(本人確認の記録及び記録事項)

7. 本人確認を行った場合は、記録簿を作成し、保管することとする。また、その記録簿には下記項目を記載するものとする。

ア. 本人確認を行った者の氏名

イ. 本人確認記録の作成者の氏名

ウ. 本人確認書類の提示日又は受取日

エ. 確認のために取引に係る文書を送付した場合はその送付日、持っていった場合のその日付

オ. 本人確認を行った取引の種類

カ. 本人確認を行った方法

キ. 当該本人確認書類の名称、記号番号その他の書類を特定することが出来る事項

- ク. 顧客の氏名、住所、生年月日、法人の場合は名称、住所
- ケ. 口座番号その他の取引記録を検索するための事項
- コ. その他、必要と思われる事項
- 8. 写しによる送付を受けた場合はその写しを記録とともに保存するものとする。
- 9. 提示を受けた書類のコピーを保存する場合は、その写しに上記項目が記載されている場合は、その記載事項に関する記録は不要とする。
- 10. 記載事項に変更又は追加があることが判明した場合は、当該変更又は追加に係る内容を本人確認記録に付記するものとし、既に本人確認記録に記録されている内容を消去してはならない。但し、新たな記録を作成して、旧記録を新たな記録とともに保存することは可とする。
- 11. 「犯罪による収益移転の防止に関する法律」(平成20年3月1日)の施行に伴い、本人確認記録は取引終了後7年間保存するものとする。

附則

- 1. 本要領は、平成15年1月6日から実施する。
- 2. 本要領6の改正は、平成18年10月2日から実施する。
- 3. 本要領11の追加は、平成20年3月3日から実施する。

委託者への取引履歴の開示に関する取扱要領

本要領は、受託業務管理規則第25条による委託者への取引履歴の開示に関する取扱について定めたものである。

(開示の請求に関する手続き)

- 第1条** 委託者の、当社に対する取引履歴の開示請求は、個人情報の保護の観点から、書面によるものとし、その書面は当社が定める取引履歴の開示に関する請求書(以下、「開示請求書」という)によるものとする。
- 2 開示請求書の受付は、郵便、持参又はファクシミリによるものとする。
 - 3 開示請求は、委託者本人又は当該委託者の代理人によるものとする。但し、代理人の範囲は、次に定めるものに限る。
 - (1) 開示を求める委託者本人が委任した代理人
 - (2) 成年被後見人の法定代理人又は当該法定代理人が委任した代理人
 - 4 当社は、開示請求をした委託者が本人である旨を確認するものとし、その確認のため開示請求書に本人確認のための公的な証明書、その他当社が必要と認める身分証明書の写しを添付する旨求めるものとする。
 - 5 当社は、開示請求が代理人による場合には、正当な代理人である旨の確認及び代理人の本人確認をするも

のとし、その確認のため代理権を証する書面及び当該代理人の本人確認のための公的な身分証明書、その他当社が必要と認める身分証明書の写しを添付する旨求めるものとする。

尚、この場合において、当社は、委託者本人又は法定代理人に対し、その代理人が正当な代理人であることを直接確認する必要があるときは、直接確認するものとする。

6 当社は、開示に係る費用を請求する場合がある。但し、費用の額については、委託者に過大な負担を強いることは避け、実費相当額とする。

(開示請求に対する当社の対応)

第2条 委託者から開示請求があったときは、当社は、当該委託者に係る開示資料の有無を調査し、存在しない場合には遅滞なく委託者本人又は代理人に通知するものとする。

2 当社は、開示資料が存在する場合には、開示請求が本要領に則ったものかどうかを審査するものとする。

3 前項の審査の結果、開示請求に応じることとした場合は、遅滞なく適切な方法により開示するものとする。

4 当社は、開示請求に関して記録を作成し保管するものとする。この場合において、第2項の審査結果については審査日、審査者、審査過程及び審査内容等を記録するものとする。

(開示請求に応じない場合)

第3条 当社は、以下の事項に該当する場合には開示請求に応じないこととする。この場合、当社は理由を付してその旨を委託者本人又は代理人に通知するものとする。

(1) 開示請求書が提出されない場合又は提出された場合であっても開示請求書に必要事項が記載されていない場合

(2) 委託者本人の確認ができない場合、代理人の証明ができない場合又は代理人本人の確認ができない場合

(3) 委託者本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合

(4) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合

(5) 本要領第1条第6項により設定した開示に係る費用が支払われない場合

(その他)

第4条 本要領に規定のないものについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第25条、その他関係条文の規定に従い適切に対応するものとする。

附則

1. 本要領は、平成18年4月1日より実施する。

=====
電子取引に係る受託業務管理規則
=====

(目 的)

第1条 この規則は、商品市場における取引(以下、「商品先物取引」という)の電子取引による受託並びにそれに付帯する業務(以下「電子取引による受託等業務」という)について、その適正な運営及び管理に必要な事項を定め、商品取引所法関係法令及び諸規則に則った委託者の保護育成を図ることを目的とする。

(誠実かつ公正の原則)

第2条 当社並びに当社役員及び社員は、顧客に対し、顧客の意思を尊重し、誠実かつ公正に、その業務を遂行するものとする。

(受託等業務における禁止行為)

第3条 商品先物取引の受託等業務にあたっては、商品取引所法、同法施行規則(主務省令)、主務省の定める「商品先物取引の電子取引に係るガイドライン」、受託契約準則、並びに日本商品先物取引協会が定める「受託等業務に関する規則」等を遵守し、それらに定める禁止行為を行ってはならない。尚、それら禁止行為については、受託契約前に委託者に説明しておかなければならない。

(自己責任原則の徹底)

第4条 商品先物取引の電子取引による受託等業務にあたっては、第5条から第13条までに定める行為を徹底し、取引は委託者である顧客自身の判断と責任において行うべきものであることについて、顧客の理解と認識を得るものとする。

(取引の際の理解の確認)

第5条 当社は、電子取引による商品先物取引の受託に当たっては、「受託契約準則」「商品先物取引委託のガイド」等の関係書面を提示し、それらを用いて次の事項を顧客が容易に理解できるよう留意しつつ確認を促すものとする。

- ①商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べてその10~30倍にもなる過大な取引を行うものであること
- ②預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること
- ③取引証拠金等の制度、種類及びその発生のおそれに関する事項
- ④委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項
- ⑤商品取引員の禁止行為に関する事項
- ⑥その他「商品先物取引委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項

2 商品先物取引は損失を被ることがあるため、顧客に対し取引は自己の責任と判断において行うべきものである旨十分な理解と自覚を求めるものとする。

(取引意思の確認)

第6条 電子取引による商品先物取引の受託に際しては、委託者の取引の意志を十分に確認した上で行うものとする。

- 2** 当社において新たに電子取引による商品先物取引を始めようとする委託者は、オンライン口座開設による

申し込みを受けなければならない。

3 前項のオンライン口座開設には、顧客の属性情報を的確に把握するため、以下の事項を設定し、当該顧客から申告を受けるものとする。又、別に定める「顧客等の本人確認要領」に基づく本人確認に必要な書類の提出を受け、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づいた本人確認を確実に行うものとする。

- ①氏名、性別、年齢、生年月日、家族構成、住所及び連絡先
- ②職業、会社名、役職名勤務先等
- ③年収及び資産の状況
- ④投資可能資金額
- ⑤商品先物取引その他の投資経験の有無及びその程度
- ⑥その他当社が必要と認めた事項

4 委託者の属性把握として、前3項の申告内容等については、オンライン取引口座用の顧客カードにてその内容を記録作成し、本社受託業務管理部顧客管理課にて保存するものとする。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第7条 当社は、次の各号の一に該当する者を商品先物取引不適格者と規定し、これらの者に対しては電子取引による商品先物取引の受託を行わないものとする。

- ①未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- ②生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- ③破産者で復権を得ない者
- ④借入により商品先物取引を行おうとする者
- ⑤長期療養者及びこれに準ずる者で随時連絡が取れない者
- ⑥主として年金、恩給、退職金、保険金等により生計を維持しており、それらの収入が収入全体の過半を占めている者
- ⑦一定以上の収入(年収500万円以上)を有しない者
- ⑧20歳未満の若年者及び75歳以上の高齢者
- ⑨投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者

2 前項⑥号及び同⑦号に該当する者、及び同⑧号の75歳以上の高齢者について、商品先物取引の仕組み・リスク等を十分に理解していること及び金融資産・投資可能資金額に十分な余裕が有ることが適合性の審査においての聞き取り調査にて確認された者については、第11条第1項に定める総括責任者が受託の適否を審査し承認したときは前項の規定に係らず受託ができるものとする。

3 第1項各号に該当しない者であっても、第11条第1項に規定する受託業務管理部総括責任者がその者の資金力、理解度等からみて商品先物取引にふさわしくないと認定した者に対しては、電子取引による商品先物取引の受託を行わないものとする。

(適合性の審査)

第8条 当社は、電子取引による商品先物取引の受託を行おうとする場合、オンライン口座開設に基づいて顧客の知識、取引経験、資産状況、理解度及び受託契約を締結する目的等の把握に努め、適合性の原則に照らして審査し、不適當であると認められる商品先物取引不適當者の参入を防止しなければならない。

2 前項の審査による承認があるまでは、ID及びパスワードを委託者へ配布しないものとする。また、審査の過程で適合性を有しないと認められたときは、その者からの申し出であっても電子取引による商品先物取引の受託は受けられないものとする。

3 第1項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び入力確認項目に基づく聞き取り調査内容の所見等を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

(不正資金流入防止措置)

第9条 公金出納取扱者、金融機関において他人の金銭又は有価証券等を取扱っている者、企業の経理又は財務担当者等の自己の資産以外の金銭等を取り扱っている者からの電子取引による商品先物取引の受託は受けられないものとする。

(受託業務管理担当班の職務)

第10条 当社は、電子取引による受託等業務において、受託業務管理規則第14条に定める受託業務管理部総括責任者及び本社副総括責任者、及びホームトレード課、顧客管理課を、電子取引による受託等業務の受託業務管理担当班とし、その職務を遂行するものとする。

2 電子取引による受託等業務に係る受託業務管理担当班の職務は次の通りとする。

- ①「オンライン口座開設」による顧客の選別並びに受託の適否の決定
- ②委託者の資金力、取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制
- ③取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置
- ④委託者からの苦情、紛争に対する適切な対応
- ⑤過去に恣意的に紛争等を多発した委託者の参入予防措置
- ⑥その他委託者の保護育成に必要と認められる事項

(取引本証拠金について)

第11条 当社において、取引本証拠金の額は、取引所が定める取引本証拠金基準額以上の額とする。

2 取引本証拠金の額等に係る社内責任者として受託業務管理規則第14条第3項に定める総括責任者があたり、その内容を社内に徹底するとともに、取引本証拠金基準額及び取引本証拠金の額等に変更があったときは、委託者に対してその適用日の2営業日前までに、当社ホームページ上において提示し告知する。

3 取引本証拠金の額等に関して本規則を制定又は変更したときは、その写しを当該商品取引所に提出するものとする。

(電子取引システムの詳細について)

第12条 電子取引システムの詳細については、別に定める「電子取引システムの運用規程」並びに「特定の電子取引に関する取決め」に従うものとする。

(広 告)

第13条 当社において、電子取引による受託等業務の手段として印刷物、マス媒体、宣伝用物品の頒布等による広告・宣伝を行うときは、別に定める「広告の取扱要領」に基づき、その表示及び方法を適正に行うよう努める。

(個人情報保護)

第14条 当社は、「個人情報の保護に関する法律」及び関連する法令、及び同法に関して主務省が定めたガイドライン等を遵守し、個人情報保護のための組織を形成すると共に社内規定を設けるなど必要な措置を講じ、全役員及び全従業員(契約社員、派遣社員、パート社員等も含む)に必要な研修を行い、個人情報の適切な取り扱いを図るものとする。

(委託者への取引履歴の開示)

第15条 当社は、委託者の保護を図るため、委託者から当該委託者の取引履歴の開示請求があったときは、別に定める「委託者への取引履歴の開示に関する取扱要領」により、委託者別先物取引勘定元帳及び委託者別証拠金等現在高帳を開示するものとする。

(違反者に対する罰則について)

第16条 当社は電子取引による受託等業務に関する法令、その他の諸規則を遵守し、社会的信用の向上及び企業としてのリスク管理の向上を図るものとする。

2 本規則に違反した者に対しては、受託業務管理規則第23条の懲罰委員会において同委員会の規定に則り、処分内容を審議し、その結果を踏まえて取締役会において決定する。

(本規則の制定及び改正について)

第17条 本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て行う。

(日本商品先物取引協会への届出)

第18条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届出るものとする。また、これを変更したときも同様とする。

附則

1. 本規則は平成19年2月1日より実施する。
2. 本規則の第9条の修正追加は平成19年9月30日より実施する。
3. 本規則の第6条第3項及び第4項の修正は平成20年7月1日より実施する。(第6条欠損による条数の繰り下げについても同日をもって修正する。)

6. 外務員登録状況

※平成19年4月1日～平成20年3月31日

期首登録数	新規登録数	抹消登録数	期末登録数
180人	19人	36人	163人

7. 委託者数

※平成19年4月1日～平成20年3月31日

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
2,037人	1,133人	1,876人

8. 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合い による解決	紛争 紛争処理機関 での解決	訴訟	苦情 相互に話し合 い中	紛争 紛争処理機関 で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 117件	19件	3件	2件	59件	8件	26件
前年度から継続している案件の件数 44件	17件	4件	9件	8件	0件	6件
合計 161件	36件	7件	11件	67件	8件	32件

※1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。

※2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。

※3. 紛争処理機関とは、日本商品先物取引協会、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。

※4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。

※5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

※6. (c)表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

(b)当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 1件	0件	0件	0件	1件
合計 1件	0件	0件	0件	1件

※(c)表に記載する事案はこの表の件数には含まない。

(c)双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴訟		訴訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数 1件	0件		1件	
前年度から継続している案件の件数 0件	0件		0件	
合計 1件	0件		1件	

※双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟(反訴を含む)を提起したものをいう。

(d)値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 19件	18件	1件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 19件	18件	1件	0件	0件

※1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。

※2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

■ 経理の状況

1. 貸借対照表

※平成20年3月31日現在／単位：千円(未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(5,820,563)	流動負債	(4,029,398)
現金・預金	1,489,860	買掛金	26,087
預託金	200,000	一年内返済長期借入金	45,700
委託者未収金	9,701	未払法人税等	160
売掛金	20,064	預り委託証拠金(現金)	3,682,244
有価証券	79,118	預り委託証拠金	86,562
商品	34,880	(有価証券)	
前払費用	433	未払金	6,742
保管有価証券	86,562	未払費用	166,159
差入保証金	2,819,123	預り金	15,743
委託者先物取引差金	802,089	固定負債	(123,986)
繰延税金資産	84,442	退職給付引当金	10,417
未収入金	143,426	その他固定負債	113,569
未収収益	52,763	引当金	(258,657)
貸倒引当金	△ 1,901	商品取引責任準備金	258,657
固定資産	(2,303,672)	(商品取引所法第221条第1項)	
・有形固定資産	868,935		
建物	401,665	負債合計	4,412,042
構築物	9,679		
車両	4,220	(純資産の部)	
器具及び備品	80,934	株主資本	(3,693,630)
土地	372,435	・資本金	500,000
・無形固定資産	62,821	・利益剰余金	3,193,630
のれん	3,515	利益準備金	125,000
電話加入権	20,739	その他利益剰余金	3,068,630
ソフトウェア	38,566	別途積立金	2,800,000
・投資その他の資産	1,371,916	繰越利益剰余金	268,630
投資有価証券	84,540	評価・換算差額等	(18,563)
子会社株式	10,088	その他有価証券評価差	18,563
出資金及び加入金	317,000	額金	
長期未収債権	34,487		
長期差入保証金	404,840	純資産合計	3,712,193
長期貸付金	139,151		
長期前払費用	187,550	負債・純資産合計	8,124,235
繰延税金資産	117,268		
その他の投資	92,791		
貸倒引当金	△ 18,802		
資産合計	8,124,235		

ANNUAL REPORT 2008

2. 損益計算書

※平成19年4月1日～平成20年3月31日／単位：千円(未満切捨)

科 目		金 額
経 常 損 益	営業損益	3,027,359
	営業損失	296,512
経 常 損 失	営業外損益	140,725
	営業外損失	93,803
特別損益	特別利益	210,549
	特別損失	83,773
	税引前当期純損失	122,813
	法人税及び住民税、事業税	3,991
	法人税等調整額	△ 11,827
	当期純損失	114,977

ANNUAL REPORT 2008

3. 株主資本等変動計算書

※平成19年4月1日～平成20年3月31日／単位：千円(未満切捨)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	
前期末残高	500,000			125,000	
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の消却					
当期変動額(純額)					
当期変動額合計	0			0	
当期末残高	500,000			125,000	
	株主資本				
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金				
	任意積立金	繰越利益剰余金			
前期末残高	2,800,000	492,807	0	3,917,807	
当期変動額					
剰余金の配当		△ 92,700		△ 92,700	
当期純利益		△ 114,977		△ 114,977	
自己株式の取得			△ 16,500	△ 16,500	
自己株式の消却		△ 16,500	16,500		
当期変動額(純額)					
当期変動額合計	0	△ 224,177	0	△ 224,177	
当期末残高	2,800,000	268,630	0	3,693,630	
	評価・換算差額等	新株予約権	純資産額		
	前期末残高	98,380			4,016,188
	当期変動額				
	剰余金の配当				△ 92,700
	当期純利益				△ 114,977
	自己株式の取得				△ 16,500
	自己株式の消却				
	当期変動額(純額)	△ 79,816			△ 79,816
	当期変動額合計	△ 79,816			△ 303,994
	当期末残高	18,563			3,712,193

4. 個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 売買目的の有価証券

時価法

② 満期保有目的の債券

償却原価法

③ その他の有価証券

・ 時価のあるもの

決算末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

④ 保管有価証券

商品取引所法施行規則第39条の規定により商品取引所が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりです。

- ・ 利付国債 : 額面金額の80%～85%
- ・ 割引国債 : 額面金額の75%
- ・ 社債(上場銘柄) : 額面金額の65%
- ・ 株券(一部上場銘柄) : 時価の70%相当額
- ・ 証券投資信託受益証券 : 基準価格の65%
- ・ 指定倉荷証券 : 時価の70%相当額

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品 : 最終仕入原価法に基づく原価法

(3) 固定資産の減価償却方法

法人税法に定める償却方法と同一の基準

- ・ 有形固定資産 : 定率法及び定額法
- ・ 無形固定資産 : 定額法

(4) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。

② 貸倒引当金

- ・ 一般債権 : 貸倒実績率により計上
- ・ 貸倒懸念債権 : 財務内容評価法により計上
- ・ 破産更正債権等 : 財務内容評価法又はキャッシュフロー見積法により計上

③ 未払従業員賞与

従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給額を合理的に見積り、このうち当期に帰属する金額を期間按分したものを計上しております。

④ 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条第1項及び商品取引所法施行規則第111条の規定に基づいて計上しております。

(5) 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(6) 営業収益の計上基準

① 受取手数料(商品先物取引)

商品先物取引の場合、委託者の取引が成立したときに計上

② 売買損益

商品先物取引の場合、反対売買により取引を決済したときに生じた損益及び商品先物取引の未実現評価損益を営業収益の売買損益に計上

現物商品は出荷基準により計上

(7) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認めら

れるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

【貸借対照表等に関する注記】

(1) 担保資産、預託資産、分離保管資産

① 担保資産

担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりです。

・担保資産の内訳

建物 : 196,873千円

土地 : 365,662千円

合計 : 562,535千円

・対応する債務の内訳

長期借入金 : 45,700千円

合計 : 45,700千円

② 預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しています。

商品 : 20,970千円

有価証券 : 43,500千円

保管有価証券 : 86,562千円

合計 : 151,032千円

③ 分離保管資産

商品取引所法第210条の規定に基づいて分離保管されている資産は指定信託100千円及び委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金への預託金200,000千円です。なお、分離保管に代えて銀行等の保証を受けている金額はありません。

(2) 委託者未収金

[内訳] 無担保未収金 有担保未収金

1年未満のもの : 2,499千円 7,202千円

1年以上のもの : 5,588千円 28,898千円

合計 : 8,087千円 36,100千円

(3) 商品取引責任準備預金

商品取引所の定款に基づいた商品先物取引事故に備える預金です。

(4) 短期差入保証金

自己の未決済取引に係る取引証拠金(短期差入保証金)は1,450千円を自己の未決済玉に係るものとして(株)日本商品清算機構へ預託しています。

(5) 委託者先物取引差金

委託者の未決済取引を決済したと仮定して計算した委託者の売買損相当額を委託者に代わって(株)日本商品清算機構に立替払いした金額で、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものです。

(6) 有形固定資産の減価償却累計額

179,606千円

(7) 関係会社に対する金銭債権

未収入金 : 22,214千円

長期貸付金 : 40,000千円

(8) 取締役に対する長期金銭債権

15,851千円

【損益計算書に関する注記】

(1) 関係会社との取引

営業取引以外の取引 : 9,097千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

(1) 当事業年度末における発行済株式数

普通株式： 894,000株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

・平成19年6月15日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額： 92,700千円

一株当たり配当額： 100円

基準日：平成19年3月31日

効力発生日：平成19年6月15日

・平成20年6月18日開催予定の定時株主総会において、次の議案が付議されております。

配当金の総額： 89,400千円

一株当たり配当額： 100円

基準日：平成20年3月31日

効力発生日：平成20年6月18日

【税効果会計に関する注記】

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

・繰延税金資産(流動)

未払賞与損金不算入額： 24,108千円

未収事業税：△ 5,230千円

繰越欠損金： 64,341千円

【関連当事者との取引に関する注記】

(1) 子会社等

社名	議決権の 所有割合	役員兼任	事業上関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
(株)道の奥ファーム	100%	兼任2人	なし	不動産賃借	507千円	未収入金	13,525千円
(株)遠野ファイン・フーズ	100%	兼任1人	商品の製造	機械リース	6,000千円		
				貸付利息	251千円	未収入金	8,689千円

その他： 1,223千円

繰延税金資産(流動)計： 84,442千円

・繰延税金資産(固定)

商品取引責任準備金： 106,049千円

取引所加入調整金： 11,460千円

その他有価証券評価差額金：△12,900千円

貸倒引当金繰入限度超過額： 6,911千円

退職給付引当金繰入限度超過額： 4,271千円

その他： 1,477千円

繰延税金資産(固定)計： 117,268千円

繰延税金資産合計： 201,710千円

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

ファイナンス・リース取引により使用している資産として、商品取引システム、テレマーケティングシステム、IP電話交換設備、自動車などがあります。

【一株当たり情報に関する注記】

一株当たり純資産額： 4,152円34銭

一株当たり当期純損失金額： 128円61銭

5. 附属明細書(計算書類関係)

①固定資産の取得および処分ならびに減価償却費の明細

単位：千円(未満切捨)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	償却 累計率
有形	建物	316,812	(*1) 112,661	(*4) 2,838	24,969	401,665	92,477	18.7%
	構築物	—	(*1) 11,909	—	2,230	9,679	2,230	18.7%
	車両	6,246	—	—	2,025	4,220	13,007	75.5%
	器具及び備品	31,642	(*2) 69,939	—	20,647	80,934	71,892	47.0%
	土地	372,435	—	—	—	372,435	—	
	建設仮勘定	51,450	26,250	77,700	—	—	—	
	計	778,586	220,759	80,538	49,871	868,935	179,606	
無形	のれん	5,695	—	—	2,180	3,515		
	ソフトウェア	45,494	(*3) 6,630	—	13,558	38,566		
	電話加入権	20,740	—	—	—	20,740		
	計	71,929	6,630	—	15,738	62,821		

註1. 当期増加の主な内容は次のとおりです。

(*1) 研修所の建築費用

(*2) 遠野工場の機械装置

(*3) 板寄取次注文システム：5,700千円ほか

註2. 当期減少の主な内容は次のとおりです。

(*4) 札幌支店閉鎖に伴う内装設備破棄

註3. 償却累計率は、小数点以下2位を切り捨てて表示しています。

②引当金の明細ならびにその計上の理由および額の算定方法

単位：千円(未満切捨)

区分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
貸倒引当金	22,607	20,704	22,607	20,704
退職給付引当金	9,796	621		10,417

註1. 計上の理由および額の算定方法

- ・貸倒引当金：一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法等により、回収不能見込額を計上しています。
※貸倒引当金の当期減少額は、洗替による戻入額です。
- ・退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しています。

6. 監査に関する事項

このディスクロージャー資料「ANNUAL REPORT」（年次報告書）のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び附属明細書については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

7. 財務比率

※平成20年3月31日現在

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率[純資産額／リスク額×100]	484.9%
(b) 純資産額資本金比率[純資産額／資本金額×100]	794.1%
(c) 自己資本資本金比率[自己資本／資本金額×100]	742.4%
(d) 自己資本比率[自己資本／総資産額×100]	45.6%
(e) 修正自己資本比率[自己資本／総資産額×100]	73.3%
(f) 負債比率[負債合計額／純資産額×100]	104.5%
(g) 流動比率[流動資産額／流動負債額×100]	144.4%

※(a)の「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則(以下、「施行規則」という)第38条の規定により算出したもので、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済の決了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額(「市場リスク」という)と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額(「取引先リスク」という)とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条により算出したものです。

※(b)及び(f)の「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しているもので、(a)の純資産額とは計算が異なります。

※(e)の「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構または商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。

2008 年版年次報告書における誤字訂正について

本冊子(2008 年版年次報告書)16 頁の「売買高の表」のタイトルにおいて、単位の表記に誤りがありました。正しい内容は下記の通りとなりますので、ご確認下さい。

記

(誤)

<売買高>(消費税は含まれておりません)

(金額：千円未満切り捨て)

表の内容は略

(正)



<売買高>

(単位：枚)

表の内容は略

以上

2008年版年次報告書における訂正について(2)

本冊子(2008年版年次報告書)41頁から42頁の「苦情、紛争、訴訟に関する事項」の項において、「(a)顧客等が提起したもの」及び「(c)双方が提起したもの」の件数に関し、「前年度から継続している案件の件数」の一部を「当該年度に新規に発生した案件の件数」として誤ってカウントしてしておりましたので、下記の通り訂正(※アンダーライン付き数字箇所が訂正部分です)いたします。

(a)顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合い による解決	紛争 紛争処理機関 での解決	訴訟	苦情 相互に話し合い 中	紛争 紛争処理機関 で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 <u>104</u> 件	<u>18</u> 件	<u>1</u> 件	<u>1</u> 件	59件	<u>7</u> 件	<u>18</u> 件
前年度から継続している案件の件数 <u>57</u> 件	<u>18</u> 件	<u>6</u> 件	<u>10</u> 件	8件	<u>1</u> 件	<u>14</u> 件
合計 161件	36件	7件	11件	67件	8件	32件

(c)双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件	当該年度中の未解決案件
	訴訟	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 <u>0</u> 件	0件	<u>0</u> 件
前年度から継続している案件の件数 <u>1</u> 件	0件	<u>1</u> 件
合計 1件	0件	1件

2008年版年次報告書における訂正について(3)

本冊子(2008年版年次報告書)9頁の「財務の概要」の「(b)純資産額」及び同50頁の「財務比率」の「(b)純資産額資本金比率」並びに「(f)負債比率」について、誤って計算をしておりましたので、下記の通り下線部分を訂正致します。

《9頁》

誤		正	
6. 財務の概要		6. 財務の概要	
b. 純資産額	3,9 <u>70,850</u> 千円	b. 純資産額	3,9 <u>69,897</u> 千円

《50頁》

誤		正	
7. 財務比率		7. 財務比率	
b. 純資産額資本金比率	79 <u>4.1</u> %	b. 純資産額資本金比率	79 <u>3.9</u> %
f. 負債比率	1 <u>04.5</u> %	f. 負債比率	1 <u>11.1</u> %